

しも座をゆづるに及ばぬと注意した時は主人のその言葉に従ふべきこと。

〔解〕この條でいふやうな場合ひ、すなはち自分のあとから来た他の訪問者と自分と知り合ひでなかつた時は新來のその人がはたして地位の高い人か低い人かむしろ云はい如何なる身分の人か自分はわからぬと見てよろしい。それゆゑ、いはれなく己れを屈して、わざとらしくその人へのわが席をゆづるに及ばぬ。

まかし、その訪問者と自分とは知り合ひで、そしてその人は自分が目上と仰ぐべき人であつたならば、その人に對する禮として、自分が上席に居るのはわるい。會釋して身を迂らせてなるべく下座と思はれる方へ移るべきである。

この場合ひ、もしその人がさし止めて、決して下座に御移りなさるなとの意味を述べても、容易にそれを承知するのはわるい。まかし、その人が、一旦こちらで承知しなかつたにも拘はらず、強ひて幾度も差しとめた時は又決して折角のその志しを無にするでもない。然らば御免をかうふる杯といふ意味の會釋の下にその儘その人の云ふとほり座をさがらず、もとの儘にして居てよろしい。

またその場合ひ、自分が前にいふやうな譯で座をさがらうとし、そして第二の訪問者が別にそれをさしとめもせず、それで只主人だけが自分に向かつて、かならずしも座をゆづるに及ばぬとの旨を注意した時は其座の第一位たる身分の主人の權力を重んずるものと心得て、あらそはず主人の云ふとほりになるべきである。

〔四〇〕訪問して主人と自分と客間に在る時、他の訪問者が来て、その訪問者と自分とまだ知り合ひでなかつたものゝ、その時主人にその人は其主人より目上のやうな地位の人であるとの旨、紹介かたぐい自分に告げ知らせられた時はつとめて自分は席をゆづつて下座に移るべきこと。

〔解〕右のやうな場合ならば、主人がその新來の訪問者を厚くたつとぶとがわかる。それ故、主人に對する禮として、自分も主人がさほどたつとぶ人には主人と同じやうな禮意を表すべきである。すなはち禮意を表しては席をゆづつて下座に移るがよろしい。

この場合ひに於てはよしや主人もしくは第二の訪問者が第一の訪問者たる自分が下座に移らうとするのを差しとめても、その差しとめを承知せぬのが却つて厚い禮の意味になる。

〔四一〕訪問して主人と自分と客間に在るとき、他の訪問者が来て、その訪問者と自分とまだ知り合ひでなく、そして主人はその訪問者を非常に尊敬し、上席をすゝめ、もしくは譲るなどしても、自分は最初占有した座を譲るに及ばぬこと。

この場合ひに於て、主人の正式の紹介により、その新來の訪問者の身分が主人よりまさると會得したならば、その時はかならずわが座を新來

の訪問者にゆづるべきこと。もつとも新來の訪問者および主人、その何れでもそれを差しとめた時はその言葉に従ふべきこと。

〔解〕この場合ひ、新來の訪問者に主人が非常な尊敬を表するならば、その人は必ず主人より目上もしくは目上にあるだけの身分の人と第一の訪問者たる自分が推定してよろしい。さすれば、主人がそれはど其人を尊敬するその境遇に自分、すなはち主人の友人は同情を表して、自分もその人を主人とおなじやうに敬ふべきである、すなはち主人と同じ境遇に身を置くべきである。さりながらそれは主人が改まつて自分にその人を紹介した時に始めてそれだけの禮意を自分が表してよろしいのである。

その前は自分にその新來の人は見ず知らずである。主人がよしそれを非常に尊敬しても、それは如何なる、他から知るべからざるほどの事情が有つてそれはど尊敬するのやら分からぬ。只の他人たる自分に取つて

は、それまでのところ、それ丈のところでは何もその新來の人をさほど尊敬する道理は無い。それゆゑ、かまはず通常の禮、先方が目禮したなら目禮した丈の、それを以てそれに對してすこしも差しつかへぬ。もし、さうでなければ、まだよく何も分かりもせぬのに、無暗に他人に頭をさげる、氣節のない、卑屈の奴隷趣味になる。

それゆゑ、必らずしも慌てゝわが席をゆづり杯するに及ばぬ。主人が如何にその人を尊敬する態度であつても、決してそれに動かされて、おなじ涙に引き込まれてはならぬ。個人の天賦の權利は即ちこれである。

まかし、局面がさうでなく、主人が改まつて正式にその新來の人を自分に紹介して、そこで始めてその人の身分がいかほど尊いか分かつた事となれば、はやわのが前の、それ迄のやうに徒らに高くみづから持して居るのは誤まつて居る。その身分がたふといと分かつた以上はそのたふとい點に對しての相當の敬意を表せぬのは一も二もなく疎野である。

それゆゑ、さうわかつたならば、直ちにわが座をその新來の人にゆづるべきである、扱ゆづらうとしたところで、その新來の人にもせよ、主人にもせよ、「決してそれには及ばぬ」との旨を述べて、それを差しとめた時は、それでも何でも構はず席を下にゆづらすとも宜しい、一應の一寸した會釋ぐらゐ有つてその儘元の場所に居てよろしい。

〔四二〕訪問して客間に案内されたとき、既に自分より前の客が有つたならば、いかに急ぎの用事で自分が來たにもせよ、いかにその時の自分の境遇が自分のみ主人と物がたりをするのに便利であつたにもせよ、決して、その前の客をさしおいて、自分のみひとり主人と話しを交へず、前の客の用事の終るまで控へ待つこと。

この場合ひ、いかに急ぎの用事ならば、やむを得ず、その用事が急ぎであるゆゑとの辯解を前の客に述べて、そのゆるしを得、まかる後、わが用談を主人に試み、それが濟んだらば感謝の意を前の客に述べるべ

〔解〕自分より前に来て居る訪問者の有るに拘はらず、その人をさしおいて、自分の用談をのみ専らにするのは全くの無作法である。格別の事情の無いかぎりには前に来た客は主人と對話する先取得權を所有して居るのである。それにかまはぬならば、その前の訪問者その人の個人の權利を無視したことになる。

自分が急いで居るとして、前に来て居る他の來訪者に一應の挨拶もせず、自分のみ主人との對話を獨占するたぐひ、又は自分の來た時、自分の前から来て居る他の訪問者が主人の前に何か仕事でもして居て、それと主人との間の對話がちよつと絶えて居るのに乗じ、急に主人との對話の權を自分のみに奪ひ取つて、さかんに主人に對して對話をこゝろみ出すたぐひ、これら世にあまた有る。その無作法めたらしげに云ふまでもない。これらの無作法の所業は實に紳士とし淑女とする人その人の品格をい

くら下げるか知れぬ。その所業は一言で盡くせる「利己一方」である。さらに又云ひなほして云へる、「同情の皆無」である。

この場合ひ決して前からの訪問者をさしおいて我のみ顔にするのは悪い。いがに急ぎの用事で自分が來たにもせよ、出来るだけ、即ち成るべく前の訪問者の用談の終るまで待つべきである。

まかし、前の訪問者の用談が容易に終りさうに見えぬ場合ひ、そして自分のは一刻を失ふがために百千の不利益を招くやうな場合ひ、凡そこれらであつたならば、それは、それでも控へ目にする法は無い。それでも控へ目にすれば、なるほど他人の權利をばそれを侵すまいが、自分の當然保持すべき權利をば損する。自分の權利を損しても禮を盡くすといふ事ならば、その禮は既に奴隸の禮である。決してさうまでせずとも宜しい、又さうまでせずとも濟む。

ほかでもない、さういふ場合ひならば、その旨を明白に自分より前の

客たる訪問者に述べるのである。「失禮ながら、非常に急ぎの用事ゆゑ、御さし支へなくば私だけ御主人との用談を御さきに済ましたう存じます」とでも、口上で云へば、かう云ふのである。はなはだしい差しつかへ無いがぎりには、これに對して讓歩して、此第二の訪問者に一切の自由を許すのが、それは又、第一の訪問者の義務である。

第二の訪問者はかうして第一の訪問者の許しを得たところで、第二のが第一のに對する禮は十分送げられる。

それから用談を主人に試みて、やがてそれを済ます。さて済ましたならば、見易い道理として、第二の訪問者は第一のに對して、有りがたかつたとか、御かげで好都合を得たとか、悉かるべき感謝を是非とも述べなければならぬ。これでこそ禮がどとから見ても圓滿になる。

〔四三〕訪問して客間へ案内されるとき、すでに自分より前に二人以上の客が有つたならば、その客全體に對しては、一回の禮を行つて差しつ

かへず、かならずしも一人毎に禮をすまして行ふに及ばぬこと。

〔解〕無論主人に對して、禮をすまして後、この條に云ふとはりの手のづきにして來客一同に禮を行ふべきである。その中にいかに自分のきはめて懇意な人が交つて居たにもせよ、取りわけて其人にのみ厚い禮を行ふとか、又はその人に最初禮するとかいふのは悪い。すでに多人數の客が居た以上はその多人數をまったく一つの集合體と見るべきである。さう見れば、禮も一回で済む。ゆるぎに繁雜でない。さう禮が一回である。故にその客の個々に對する偏頗が無い。もとより、その禮を行ふにあつては全體に對すること故、言葉は何も加へずともよろしい。が、もし加へるならば、「皆さん、今日は」とか「諸君、今日は」とか「みなさん、大層おはやく」とか、すべて、さういふやうに一體に行きわたる口上を用ゐてこれを云ふべきである。

〔四四〕前の場合ひに於いて、取りわけて敬意を表すべき人が客の中に

居たならば、前のやうに全體へわたる禮を行つてのち、更にその人だけに向かつて禮をくりかへすこと。

〔解〕その席の集會などに正客として招かれた人、もしくは其他すべて取りわけて秀でた身分の人が全體の中に交つて居た時はその人の名譽上他の人より際立つた待遇をもつてそれに接する必要が有る。すなはち本文に云ふ如く、一旦全體にわたつて禮を行ひ、老かる後さらに其人だけに向かつて禮をくりかへすのである。

從來の慣習として、このやうな場合ひ、われ／＼が云ふごとく、まづ全體に禮をしてのち、第二にその中の一人に禮を行ふといふ事はほとんど無い。多くは、このやうな場合ひならば、まづその主位たるべき人に向かつて禮をして、他の多數は第二になる。これでもその實他の多數の體面がやゝ下にされたものである。禮の丁寧と疎末とにこそ地位身分の相違は有る。禮を行ふといふ事には地位身分の相違は無く、皆一樣なるべきである。

いである。

〔四五〕訪問して談話する間、まげ／＼わが懷中時計を出して時間を見ることは是非とも必要に迫られぬ以上はかならず控へ目にする。

〔解〕この項の趣意はちよつと日本人には耳あたらしい。客室に在つて談話中ひやみにわが時計を見る一種の癖がいくらも有る。はなはだしいのはその客室に主人かたの時計が出て居ても、委細かまはずわが時計を見る人さへ有る。これは世の一般はさして何とも思つて居ぬかも知れぬが、實はまはめて下品な、いやらしい所爲である。

時計をまげ／＼出して見るといふ事は他から見てもいかやうに會得されるか、つぎの二點より外は有るまい。

その一、はなはだしく時間を氣にかける、すなはち一分時間たりとも急がうとするとの念が有つてさうである、と。

その二、わが時計がいゝ時計であるとか何とが、すべて是見よがしの

誇り氣味でさうである、と。

まづ右のとほりである。ところで、第一のは簡略に考へると何も社交美の害となるものらしうは思はれぬ。が、さうでない。第二になれば、一も二もなく社交美の害となる。

第一の場合ひ、はなはだしく時間を氣にかけ、一分時間たりとも無駄に費すまいとつとめる、すなはち時間を急ぐため、まづりにつと時計を見るとして、さて其時間をそれは急ぐ、それは無駄に費すまいとするのは何故かといふ事を考へて見なければならぬ。それにはその今現に費して居、また幾何かその刹那から未來に費さうとする時間は何のためには費されるものかといふ事を考へて見なければならぬ。さかるにその時間には用談でなければ閑談、此二つに費されるのである。

その時間は用談につひやされるとして、その用談にも(甲)訪問した先方の事についてのものと、(乙)訪問したこちらの事についてのものと、此二

つが有る。

さて(甲)の場合ひならばどうか。

先方の事について訪問して用談をするとなつて、その用談の間あまりしげく時計を見たことならば、用談そのものよりも時間の方がたつといふとその訪問者が心に考へるとしか見えぬ。眞に用談の方がたつといふならば、そのためには時間を犠牲にするくらゐ厭はぬとなるのが當然である。すなはち用談に心がけの重きを置くものならば、多少の時間を損耗しても用談そのものに然るべき處理を付けなければならぬとおのづから考へ至る譯で、さうなれば今が何時何分になつた、今がもう何時何分になつたと刻々時間の経過を一々はかつて見るまでの心の餘裕は必らず無くなるのである。假りにさう時間の経過を一々はかつて見るといふ事とその用談の時の眞の事實とすれば、すなはちそれは取りも直さず(その時間を一々はかつて見たがるのは)心に急せいせいせとぐところの有ればこそ

であらう。どうしてもどうとしか断定されぬ。心に急せまらざるどころが有るといふのは取りも直さず時間を惜しみたつとぶのである、すなはち時間を（何等の目的のためにもせよ）犠牲に供してもとの心は全くそこに無いのである。よからば何か。用談より時間を費く思ふのである。その時間は先方の用談のためにつぶすべき時間である。然るに用談より時間が貴い。すなはち、その一刻、一秒、一分を見、見、また見るのは惜しく／＼思ひ入って見るのである。こゝまで云へば、たゞちに實例で示せばすぐ分かる。先方の用事で訪問してその用談となり、用談中時計をしげ／＼見る、時計を見る所爲がしげ／＼ゆる、心は用談より時計を見る、すなはち、時間をのみ見る方に傾くのである、と、かう断定がよならず付く。

すなはち、先方へ對しての情愛は認められぬ。それゆる、同情、深切は逆もその時計をしげ／＼見る人に望み得られぬ。

また乙の場合ひならばどうか。

こちらの事について訪問して用談するとなつて、その用談の間あまりしげ／＼時計を見たことならば、いかにもその人は時間を惜しみたつとぶとは見える。が、用談そのものと時間とを比較して、その人は其いつれを費く思ふであらうか。時間は無論貴いであらう。よかし、その用談は訪問者そのわが身に關してのこと、わが身の上の事は云ふまでもなく極はめて大切と思ふにちがひない。あの場合ひにはわが用談の目的を達するためには随分時間を犠牲に供してもいとばぬとは必らず誰でも思ふにちがひない。さすれば此場合ひは前條の場合ひとは大さに趣きを異にして、その人はむしろ時間より用談の完全を望むのである。さて見れば、そのしげ／＼時計を見るのは單に時間を惜しむといふのみの單純な道理からではない。時間は惜しむ、が、やむを得なければ惜まぬ、よかし、用談となつて時間を惜しむらしい舉動（時計をしげ／＼見ること）

をあらはすのは若し節約すれば節約のできるべき時間を用談のはかどらぬために只いたづらに費す、いかにも不経済である、いかにも惜しいとの念が心にもよほす、それゆゑ、もう何時になつたか、あゝ惜しい、もう何時になつたのにまだ濟まぬ杯、凡そわれらすべて無念に残りをしく思ふ情が心の主位となつて、ついにさう時計をしげく見る舉動の發表となるのである。長座する人を早く追ひ立てるためにわざとらしく、もう何時々々になつた〜とさきりに咄くなどは世に多く有る自然の例で、すなはち此項にいふ場合ひもこれと同じ類である。

既はさうならば、さうさげく時計を出して見るのは斯ういふやうな意味とたしかにあらはす。すなはち――

「用談を早く片づけたい。」

さかるに、相手が緩慢、もしくは遅鈍、もしくは頭腦不明亮で用談がはかどらぬ。

もう五分過ぎた、もう十分過ぎた。

用談はまだはかどらぬ。もう何時になつたか。

おや、もう何時になつた。はなしの始まりより何分時間は経過した。で、用談はまだ〜濟まぬ。さて、もう何時になつた」。

以上、談話風とその感情を示せば即ちこれである。用談は早く片付けたい。まかし相手の状況（緩慢、遅鈍その他）から思ふやうに早く片付けぬ。かうその訪問者が心に思ふと同時にいきほひ其相手の緩慢、遅鈍もしくは頭腦不明亮を侮り出すか、いやしみ出すか、又は憎みうとみ出すか、これらになるより外は無。さうなるのが必ずである、自然である。すなはち、さうしげく時計を見る舉動は先方に對しての侮辱となる。侮辱でないとするれば、するぞい意味を以ての、無言の督促、激勵、冷笑である。

また第二の場合ひは斯うである。

既にさうしげく時計を見るのが第一のやうな原因によつていないとすれば、他には此第二の項にのせたとほり、その人がわが時計を甚しく自慢の種とでもする心を持つがために、是見よがしに幾度もく出してはく打ちながめるとしか見えぬ。

わが物ゆる珍重するのは當然でもあらう。が、是見よがしにひけらかすのは愛の情の過度に驅られて亂慾をほしいまゝにする事である。多く云ふまでもない、その愛情は節制の無い、云はゞ下等動物的の愛情である。それ故にこそさうしく見える、下司ばつて見える。持ちなれぬ者がたま／＼結構な物を持ってはかならずさうなる。さうなる、即ち心性の小品を發表する。自己の體面はまるで毀損される。時計をしげく出して見るのも、やはり體面を損する點に於いてそれらとすべて同じである。

〔四六〕客室に在つてすゝめられた茶、咖啡、チョコレート杯の飲み物は一杯だけは成るべく飲みのことさすに飲むべきこと。もつとも一身の都合上、それらを飲んでさし支への有る時は明からさまに其譯を述べて辭退すべきこと。また、主人の勝手ですゝめる茶、その他、その二杯以上は必らずしも飲むに及ばぬこと。

〔解〕茶を主として、あるひは咖啡、あるひは紅茶、あるひはチョコレート、また夏ならば氷をまづ客に出すのが今日の普通である。眞實を云へば、饗宴の時などはいざ知らず、日常の用事についての來訪者にその都度その人ごとに斯くの如く飲み物を出すのは煩雜で、あまり好ましくはない。が、今日の流俗今にいかにか之をせうすることも出来ぬ。

それゆゑ主人かたに於いて、それらを來訪者に出すのもよろしい。が、來訪者をして迷惑を感せしめぬやうにとの、この注意が第一に無ければならぬ。

もし客室へとはされて、やがて前記のたぐひの飲み物を出されたなら、訪問者はかならずそれを飲むのが禮である。折角それらを出したのは好

意である。それを飲まぬのは全くのところ折角の好意に背く、よつて一杯だけは飲むべきである。さかし、二杯以上はかならず勉めて飲むに及ばぬ。飲みたければ、もとより飲んでさし支へぬ。只我慢しても飲むに及ばぬのである。

一杯だけは成るべく飲むとして、その一杯を飲みのかすのはまたわるい。飲むならば一杯まるで飲みつくすべきである。飲みのかすのはその味がわるいとか、きたないとか、塵が有るとかの場合ならば成るほど至當である。さもないのに、飲みのかすのは何かそのやうに汚ないとか、塵が有るとか、さういふ原因が有る故としかならぬ。それを、そのさうでも無いのに、さうするのは明さらかに其飲み物を出した人、即ち主人ならば主人、に對しての侮辱である。世には随分勿體を付けて。わざ／＼一口を付けた丈にして飲みのかす人が有る。はなはだしいのは全く一口をも付けずにしまふの人もある。一口をも付けぬのは遠慮過ぎたのでな

ければ、その飲み物をあなごる、すなはちその飲み物を出した主人を侮るのである。遠慮過ぎたのは先方の好意を好意としてしみ／＼身に受ける事知らぬ、すなはち禮法を知らぬ愚人である。その飲み物をあなごる、すなはちそれを出した主人を侮るのは争ふべくもない、禮を知らぬ、よし知つても履行することを知らぬ暴漢である、いづれにしても、一口をも付けぬのは悪い。さうとて、一口を付けた丈にして終るのも亦わるい。一口を付けた丈にしてその餘を飲まぬとすれば、その一口を付けた時に何か異風味をでも感じたかしてその餘を飲むを得ぬやうに爲つたとか當たらぬ。眞にその飲み物が異風味を感せしめるほどの物ならやむを得ぬ。もしさうでなくそれが通常の物であつたとすれば、それ故、一口だけにするのは極はめて禮の無い所爲である。

とにかく飲むとしたならば、全く飲みつくすべきである。さうすれば、いづれからの意味に於いても、その飲みものをいやしんだとか、侮つた

との點は見えぬ。もし飲めぬとしたならば、はじめから全く一口をも付けぬに限る。付けぬかはり一言の辨明ぐらゐは有つても宜しい。すなはち胃病の療治中ゆるぎ飲まぬとか、腦を病んで居るゆるぎ飲まぬとか、そのやうに云へばよろしい、さすればその飲み物を出した人の感情を決して害することは無い。

くはしくは他の條、即ち訪問される主人の心得に關するところで云ふが、まかし筆のついでに云ふ必要も有るゆるぎよつと云ふが、主人によつては無暗に茶その他の飲み物を客にすゝめる癖の人が有る。客が一杯飲んでしまふ。すぐと又ついでやる。仕方なく客はまた飲む。またつゞ。遂に客はやむを得ず終りの物を僅一口をも付けなくなる。このたぐひ珍らしくない。これも實に客の迷惑である。是までの禮式には、それ故、この件についての必要に迫られて一の規則をも立てゝある。曰く、「客が飲んでしまつた茶碗をうつぶせに伏せたならば、その上に又つゞな。もし

伏せなかつたならば、なほついででも宜しい」。なるほど、斯うも云はなければならぬであらう。無理も無い。

が、此條規もまた不完全である。その子細はつぎに説く。

〔四七〕前項の趣意は趣意として、もしその飲み物に甚しい沈澱物（ごみ杯）が有つたならば、その沈澱物に近いあたりの數滴分は飲みものこしてさし支へぬこと。

〔解〕茶でも珈琲でも大概のはそれをついた茶碗の底にこまかい塵がたまる。いかに前項の本文が本文であればとて、その塵までも飲みと云ふのではない。その塵のうよ／＼する邊の數滴分の液は必らずしも強ひて飲むに及ばぬ。もとより一言の挨拶をも要せず、只そこだけ飲みものこして元よりよろしい。

前項にもあるした是までの禮式に「客が飲んでしまつた茶碗をうつぶせに伏せたならば」とある、さううつぶせに伏せるには勢ひまづ一滴も

のこさず飲まなければならぬ。すこしばかり滴くが残つて居れば、うつぶせるとなつて其きたよりが不手際にこぼれるのはやむを得ぬ。それをこぼすまいとすれば——即ち、こぼすのは無作法ゆゑ——一滴も残らず飲み盡くさなければならぬ、すなはち如何なる塵埃が有つても飲まなければならぬ。それでは禮は中庸を外れる。然り、酷になる。酷は禮の本旨でない。それ故、さう迄して飲み盡くすのは悪い。それ故、その部分は飲み残して無論かまはぬ。

〔四八〕客室に出て居る烟草、菓子、果物のたぐひは成るべく手にしたその一つだけは食し盡くすべきこと。もし食し餘つたならば、他人をして不快を感せしめぬやうな手段でそれを持って歸るべきこと。

〔解〕客室に出て居る茶、烟草、菓子、果物のたぐひは随意に飲食してよろしいとの旨は第三十項にある。が、この本文にある心得もなければならぬ。

たとへば菓子ならば菓子、その一つを手に取つたとして、手に取つたそれをば成るべく食し残さぬやうにすべきである。すこし食して餘を殘すのは前々の項にある、茶を飲みのことと同じ道理でもはめてゐる。それ故、おのれの事はおのれで分量をつけて、或初滿腹でもあつたならば、未練らしく菓子にせよ、果物にせよ、手を出すに及ばぬ。

まかし、やむを得ず、食しあまる場合ひも必らずしも無くはない。食し盡くせる氣で一部分を口にしたらところが大きになつて、困ることが有る。さうとて食し殘すのは前々云ふとはりの理で無禮である。その時は臨機的手段として其殘りをばわが歸りと共に持ちかへるべきである。さすれば何の難もない。

まかし、それを持ちかへるのに主人もしくはその他の人に不快を與へるやうにしては悪い。たとへばその菓子ならば菓子を包むものを持たず、やむを得ずその儘袂へ入れるとか、又よし包むものは有つてもそれが汚

ならしい風呂しきでいもめるのを一向かまはず持ち出してかれこれするとか、是等すべてそれを見る人をして不快の念を起させ、それではやはりわるい。まかも、是等の場合ひに主人がもよほす不快はいろいろ有る。またならしい風呂しきへその食物を包むのを見れば、人によってわ（即ち鋭敏な神経の人によっては）はなはだしく胸をわるくする。さうでなければ、その食物を包む人が心にその食物をいとして、それゆゑそれを大事にせず、手奇麗にせず、またならしい物に包んで平氣で居ると推想する、すなはち心がおもしろくなくなる。

すべて、わが珍重するものをば如何なる時でも丁寧に扱ふのが自然の心理である。大切な品とわが心に思へば、かならず大切に取らうとつかふ。同じ理ゆゑ、主人かたの菓子や貴重すれば、かならず大切にすることにきまつて居る。大切にすれば、汚ないものを選んで、かならず清いものに包む。まかるに、それをさう爲なかつたならば、さうしても大切にせぬと見える。

この理を考へて、それゆゑ、菓子ならば菓子を持ちかへらうとしたならば、風呂しきならば清らかなもの、紙ならば奇麗なもの、すべてその菓子を辱かしめぬ丈の物で包んで、すべて大切にするとその意味を十分あらはし示すに限る。

〔四九〕客室に出て居る飲食物を訪問者の歸りに主人が訪問者に贈つたならば、辭退せず、かならず喜びを表して受けるべきこと。

〔解〕この條の事が主人が本で、それに對して客がいかにするかを云ふので、それゆゑ實は主人の心得から説くべきであるが、便宜として客の方から説く。

客室に出て居る飲食物を訪問者が大に好む様子でいもあつたならば、主人は好意としてその人の歸りに其品をおくるのも元より宜しい。が、今のある一部の流俗のやうにその席に在つた菓子などを是非とも持たせ

てやらすとも宜し。

が、さうして主人から品をおくられた時には決してその好意を無にしてかたく辭退などせぬのが訪問者の禮である。随分無慾を看板にするのか、清廉をよそはふのか知らぬが、このやうな場合ひに固くいなむのが有るが、それでは、ともすれば却つて主人の好意を損する。よしや些しぐらゐは迷惑と思つても十分我慢して、その氣をわるくせぬやうにすべきである。

〔五〇〕いとまを告げて立ち去らうとする時には必らず主人、もし他の客が有つたらならば他の客一同、そのいづれにも禮を行ふはか、すべて來た時と一切おなじ心得をもつてすること。

〔解〕この項にいふところは訪問者がその來た時に行ふ禮一切をその儘また相手に行つて、それでその禮式を終るとの旨で、それゆゑ深い解釋を要せぬ。すべては前々の各項を見ればわかる。

〔五一〕わが歸りを送らうとする主人に對しては來訪者はもつとも敬意を表する手段として、客室の出口で一應よろしくその見おくりをことわるべきこと。

もし主人に於いてその謝絶に應じなかつた時は更に深くは強ひてその見おくりをさしとめず、その自由に任せること。

〔解〕訪問者がいざ辭し去るとなつて、主人はかならず座を立って玄關口もしくは其他すべて客の歸り去るべき出口まで見おくるのが禮である。まかし、その主人に對して訪問者が厚く敬意を表する場合ひには必らずともそれに座を立って送つて來るまでの勞を掛けさせぬやうにそれを一應ことわるべきである。「御おくりでは恐れ入ります。どうぞ其まゝ」。「御立ちくださいませんやうに、どうぞ其まゝ」。凡そ此たぐひの挨拶を述べてことわる。

此ことわりは凡そ客室の出口のあたりで行ふのが適當である。あまり

此ことわりを早く云ひ過ぎると、却って反對に主人に對して自分を見送れとうながさぬばかりになり、又遅く云ひ過ぎると、却って主人が度をうしなつて、そこで見おくりを見合はせに歸し得るものを爲し得ぬやうになる。

さうことわりを云へば、いづれ主人から何とか挨拶が出る。それで、さう斷られても主人が聞かず、その儘見おくりを繼續するやうならば、その主人も訪問者たる自分に對して大いに敬意を表するのである。それはどの心を無にするのも亦訪問者の能事ではない。それゆゑ、一應は差しとめことわつて、それでもとの主人の意氣組みならば、さらに二度とは差しとめず、その爲すまゝ、すなはち送りさらる儘にさせてそれで宜し。

〔五二〕客室から家の出口に至るまでの間があまり長く、もしくは困難に、もしくは主人の身に異状でも有つた時はよしや前項のやうに主人が

送り來るとしても、適宜の場所での見おくりを謝絶すべきこと。

〔解〕客室が二階、三階、又はその以上などで出口まできはめて遠いか、又はその時主人の身に病氣でもあつて歩行するのが困難でもあつた時、その情實をも察せず、いかに先方が送らうとすればとて、其爲すが儘にするのは全く同情の無いことである。それゆゑ、さういふ場合には適宜なところを見はからひ、そこで堅く見おくりをことわるべきである。さすれば見おくる人の苦痛も少ない。

〔五三〕訪問者はおのれを送つて來る主人と共に己れを送らうとする他の來客に對しては出來るだけことわるべきこと。

〔解〕その家の主人はわが訪問者に對して見おくりの禮の義務を持つ。その家の訪問者(甲)は主人に對するわが他の訪問者(乙)に對して見おくりの禮の義務を持たぬ。只もし甲と乙とまた互ひに知り人の間からであつたならば、主人をはなれて、甲と乙と相互の友誼上、なるほど乙の立

ち歸る時に甲は主人と共に乙を見おくりする義務を持つ。さもない以上甲は乙を決して見おくるに及ばぬ。

まかし、もし甲が格別の敬意をもつて、その見おくる義務の無いにも拘はらず、主人と共に乙を見おくりうとしたならば、乙は道理上それごとゐるべきである。

これを斷るのは本文にも「出来るだけ」としたとはり、一應ことわつて見て、それにも拘はらず尙甲が好意を表してくれて送らうとするものならば、その上は強ひてことゐるに及ばぬ。すなはち喜んでその、相當以上の好意を受けるべきである。

〔五四〕主人の家族、すなはち祖父母、父母、叔伯、妻子、兄弟、姉妹、其他親戚などが訪問者を送らうとする時には訪問者はそれら家族に對しては主人かたへの他の訪問者に對するのと同様に前第五十二項の規定を應用すべきこと。

〔解〕主人かたの家族一同、もしくはは其中の多數が訪問者を送つて出るのは訪問者にあつく敬意を表する場合ひの式としては是非ともであるがそれは此條で云ふべきところでない故、零すとして、さてこれら主人かたの家族に對しては甲たる訪問者は甲以外の訪問者に對するのと同じ禮をもつたとして、すこしも差しつかへぬ。

〔五五〕訪問者は送られて玄關もしくはその他の出口へ來た時は別かれに臨んで主人かたの奴婢には、あつく禮意を表する事情の有る場合ひのはか改めて挨拶するに及ばぬこと。

〔解〕玄關口あたりまで主人杯に送つて來られて、さて別かれの禮を主人杯に行ふはかに、またこの奴婢にまで丁寧に行ふのはむしろ繁雜過ぎて禮の美が乏しくなる。場合ひによつて客の迷惑の量が利益の量より多くなりやすい。一切の點に於いて主人より同等以下の身分たる訪問者ならば、それも或ひはやむを得まい。さもない一般においては必ら

すしもそのやうな舞禮にくるしめられるに及ばぬ。

それもまた事情が有れば格別である。たとへばおのれが訪問して、何ごとか格別にその奴婢に世話をかけたとか何とか、そのやうなむしろ、普通以外の場合ひならば、いかにもその特別の事情に對する特別の禮として、丁寧なわかれの挨拶をそれら奴婢に行はなければならぬ。さも無い以上、決して際立てゝ奴婢にまで嚴重な挨拶をするには及ばぬ。

〔五六〕訪問者が玄関口、もしくは其他すべての出口に來たとき、わがはき物がまた直されて居なかつた時は成るべく目立たぬやうに速にはき物をはいてしまふこと。

〔解〕これは主人に對してその奴婢の不注意を暴露せぬやうにしてやる一の同情の注意である。

訪問者自分が出口に來たにも拘はらず、またそのはき物が直されて居ぬのは明白に主人かたの奴婢の不注意を示すので、その不注意に關して

は主人が十分責任を持つ。

そこで、訪問者がそれをはく時に端無くそのまた直されて居なかつた事實が主人の目にとまれば、主人はいさほひ友人に對する禮として、奴婢の不注意の責任をたゞちにわが身に負ひ、その賠償として主人自身手を下して訪問者のはき物をなほすべからざるである。よしや自身手を下して直さぬとしても、訪問者の面前でたゞちに奴婢に注意をうながし、急いでそれを直させなければ爲らぬ。あるひはその時奴婢の手が間に合はず、訪問者が足はやくそれをはいてしまふことも有る。さうなれば、いよゝ主人が簡畧にもせよ詫び言を訪問者に述べなければ爲らなくなる。もかうなると奴婢の不注意から主人は實に窮境におちいる理である。もし訪問者がどうかして主人をさう窮境におちいらせぬやうにできるものならば、それは又さうするのが訪問者の當然の禮である。さてそれが決して出来なくは無い。

すなはち訪問者が奴婢の不注意を際立て、暴露せぬやう、主人がその不注意を知って知らぬ顔をして居られなくなる迄にならせぬやう、さうすれば宜しいのである。

これをするには直されて居ぬはき物を其直されて居ぬまゝの有りさまで主人の目にとまらせる迄に放置しておかず、一目それと見るや否やまはめて速かにはいてしまふのである。よしや其はく時にその直されて居ぬのが主人の目にとまったにもせよ、はや訪問者がそれをはいてしまつた以上は主人もことごとくしく奴婢を責め、その不注意を謝するまでの窮境に陥らずに済む。それをさうせず、訪問者がやづ／＼して居れば、いさほひ主人ははき物の直されて居ぬのを知らず顔に済ましては居られなくなる。

〔五六〕訪問者は主人に非常な敬意を表する場合のほか、はき物をなはされた事について禮の言葉を述べるに及ばぬこと。

〔解〕訪問者のはき物を直すのはその歸りにはさよくあらしめるためである。主人かたで訪問者たる客に對して當然行ふべき義務である。よしやそれを直したればとて、そのため客から謝辭を望むべきいはれば決して無い。此わけゆる、客はそれにして禮を述べるに及ばぬ。まかし、客の身分が實際主人より下である杯の事情で、特別の敬意を主人に向かつて表さなければならぬ相互の關係ならば、もとより直された謝辭を、よし簡單にもせよ、「おそれ入ります」くらゐ云はなければ爲らぬ。

〔五八〕くつぬぎに自分の、ほかのはき物が有つても、格別の事情の無いかぎりには決して他のはき物の上を踏んで、わがはき物に足をおろすやうなことは固くつゝしむべきこと。ましてや他のはき物の位置を踏み亂すやうな事は決してせぬこと。

〔解〕他人のはき物の上をみしく踏んで、やがてわがはき物の上へ足を移すやうな不作法な人はいくらも有る。これを其はき物を踏まれた人

の方から嚴重に云へば、踏まれたりめ鼻緒に多少の狂ひを生じた杯の不利益をかうふツたのである。さらば、その踏んだのは個人の権利の侵害である。

あらかじめ足をむろさうとしてよく見定めれば、何もあちこち踏み散らすとも済む。その注意を怠ればこそ他人の大切な権利を害することになるのである。

それとも又はき物が澤山有つて、おのれのはき物は玄関口より遠くの方に在り、そこには是非とも他のはき物を踏まなければ足を届かせられぬといふ類の、格別の事情が有つたならば、その時は必要の方便として他人のを踏むのもやむを得ぬ。

まかし、このやうに多数のはき物が有る場合ひならば、主人方では實は當然の義務として必らず下足番のやうなものを付けて置くべきであるさうすれば、決して他のを踏むことは無い。此下足番を付けるのは主人

かたの義務であるゆゑ、この條に於いては詳しく説く。

〔五九〕すべて、訪問者の便利のために、その歸りがけに主人かたで盡くしてくれる深切に對しては訪問者は一應は辭退し、更にすゝめられた上は會釋してその儘になるべきこと。

〔解〕主人の深切を無にせぬとの、前々にもあまた同じ例の有つた、それと同じ道理を考へれば、この條の趣意もわかる。

たとへば、歸りがけになつて、訪問者が外套などを着やうとする時、主人もしくは主人かたの者は手を出してその着るのを助けてやる類、これは主人かたの當然の義務であるが、訪問者はその深切に對して一應は辭退し、更にすゝめられた上はその意に従つて、助けてもらふべきである。あまり辭退し過ぎるのは却つてわるい。

〔六〇〕訪問者が歸らうとして玄関、もしくは其他の出口に來たならば、室内に於いて使用を見合はせられた物品、その戶外に在つて必要の有るもの

は一言の簡略な挨拶を主人もしくは主人かたの者に對して行つたのち、自由に使用するやうにして差しつかへぬこと。

〔解〕その例には外套、もしくは頭巾、手袋などがよろしい。多くの場合、外套は客室へとほる前に脱ぎ去る。それで、もし暇を告げて玄関などへ来たとなつては、室内でその着用をば禮として見合はせられたもの、それが戸外にあつては必要なものゆゑ、はやその支關さき杯で着用してよろしいのである。この場合、主人かたの者に對しては「御めんを被ります」とか、「ごめんください」とか一言簡略な挨拶は有つてもよろしい。もつとも訪問者がその口上を出すまでに早くあらかじめ主人かたの者がそれを着るべきよし、十分支度すべきよし、注意するのが當然であるが、その注意の有無に拘はらず、訪問者はその口上を述べたうへ、さかるべく支度してすこしもかまはぬ。それ以上の遠慮は只の不利益の遠慮に過ぎぬ。

頭巾も、手袋もさうである。「御めんを被ります」杯の、簡略な口上と共に十分頭にかぶつてしまつてよろしく、又十分に手にはめてしまつて宜し。

〔六一〕訪問者ははき物をはいた上、かならずその場で別かれの禮を行ひ、すぐに帽子をかぶるべきこと。

〔解〕はき物をはいた上は必ずすまた別かれの禮を行ふのは云ふまでもないが、さてその時すぐに帽子をかぶる人も有り、またかぶらぬ人も有る。

あたり前の支關などならば此時大抵の人が帽子をかぶるを敢て躊躇せぬやうである。が、格子戸などが有つた場合にはそれをくいつて全く身が外へ出るまでは尙あへて被り得ぬ人がいくらも有る。

これは格子戸の隔てが有るため、その人はまた主人の權力範圍内に在ることゝかゝのづから心に思つて居るので、それゆる敬虔の情のあまり、

うっかり敢てかぶり得ぬのである。その情はしほらしい。が、恐縮過ぎた舉動は却つてその人の品位を低くならしめる。このやうな場合ひ、わかれの禮が既に終つたなら、よしや格子戸の内にもせよ、直ちに帽子をかぶつてよろしいのである。帽子の種類によつては山が高く、かぶれば格子をくぐりにくいものも有る、そのやうな場合ひならば、なるほど必要上やむを得ぬとして、被らずにくぐつても宜しい。さもなければ、決していつまでも恭しく帽子無しの頭を露出させて居るにも及ばぬ。

〔六二〕訪問者は既に格子戸の外へ出た上は別かれの禮をくり返して行ふに及ばぬこと。

〔解〕これも此本文のやうにせぬのが世に多い。格子戸の外へ出る前すでに別かれの禮は行つてしまつたのにも拘はらず、更に格子戸の外へ出て、脱帽などして會釋するたぐひは幾らも見受けるが、これも心がをっかり落ちついて居ぬやうに見えていかにも見ぐるしい。わかれの禮は格

子戸の内、すなはち主人の權力範圍の限りのところで既に盡くされてゐる。格子外はその以外と見て無理はない。さうすれば、一切の別かれの禮をくり返すにも及ばず、また重ねて脱帽するにも及ばぬ。

〔六三〕非常に敬意を表すべき人の門口、もしくは門前（もんぜん）では特別の事情の無いかぎりはおわが車でもすぐには乗らず、すべて門口、もしくは門前をすこし離れて後に乗ること。

この「車」は一切の車を含んでいふ。また馬もみなじく乗るものとして車と同様に見る。

〔解〕門前もしくはは門口からすぐに乗り出すのは如何にも尊大に見える。決してこれは爲すべきでない。さりながら雨、又は病氣などの時、杓子定規にさうも云つては居られぬ。すなはち、そのやうな特別な事情の有る時はやむを得ず一切にかまはず直に乗り出しても宜しいとして、その他の場合ひは必らず大に見はからひを付けなければならぬ。門口もしくは

は門前から五六歩はなれた位の處へ行つて、それから乗ればそれでよろしい。その位の距離は歩いたところが何でもない。

〔六四〕非常に敬意を表すべき人の門口、もしくは門前でたいちにわが車又は馬に乗る時、もし主人又は主人かたのものが送り出たまゝ、なほこちらを見て居る時はその立ちはなれる時かろく主人もしくは主人かたの者に一禮すべきこと。

〔解〕前項にいふやうな特別な事情で、人の門口もしくは門前ですぐわが乗りものに乗るにあつて、おくり出して來た人がこちらを見て居たならば、やがて乗り出し立ちはなれる際、かならずそれらの人に對して本文のやうに一禮すべきである。その一禮は勝手な失禮をゆるしてくれとの意味をあらはすのである。

兩で母衣はつちをかけた車へ乗り込んだ上は脱帽を示すのも難い。その場合ひは何なりその意味の言葉で失禮御免の旨を述べるべきである。

〔六五〕訪問者は人を訪問するにあつて、いはれ無くわが友人を同伴することを固くつゝしむべきこと。

〔解〕甲と乙とは相ともに友人たる間からであるとして、それ故甲なり乙なりが相互を訪ひおとづれる、それは夫でよろしいが、その時おのれの勝手只一つで自分の友人を（たとへば、甲が乙の家へ）同伴するのは堅くつゝしむべきである。

甲が同伴するその人が、乙と知り合ひの間がらならば、なるほど夫はそれで宜しいであらう。もし、さうでなく、その人は甲だけが知つて居るのみで、乙はまだその人と友人の間になつて居ぬのにも拘わらず、單に甲が自分の都合のみでその人を乙の家へ同伴するのは全く乙に迷惑をあたへることである。

假りに乙がその時、甲に食膳でも出して馳走することであつたとすれば、どうか。乙は如何にも甲との交際上、今や甲の訪問を受けて要應し

たい心も有らう、また饗應しなければならぬ事情も有らう。が、甲の同伴した人、すなはち丙、その人に對して、乙は何の義理も無い。従つて饗應すべき道理も無い、よしやむを得ず饗應の相伴させるとして、乙は誠心をもつてその人丙に饗應するのでない。乙の心中を云へば、實にしぶくものである、やむを得ぬといふ事に箝制されたのである、甲にのみ馳走して丙に見せてのみ置けぬとの無理な我慢を甲のためにもむしる勉めるのである。云ふまでもなく乙は饗應をしながら不快である。

乙をしてさほど不快を抱かせるに至つた、その元は何か。何でもない、甲の不注意只一つからである。乙の知りもせぬ人はいはれなく乙の所へ同伴すればこそである。

それとも、いはれなくでなく、實にいはれ有つてならば、それは宜しい。甲の希望、又は丙の前からの希望により、丙を主人に紹介するやうな場合ひならば、それは成る程、よし丙が乙と未知の間がらであつても

決してかまはぬ、もとより構ふべき筋では無い。然るをさうでなく、甲が自分の都合上、只同伴したといふ丈で丙を乙の所へともなひ行き、あまつさへ乙をして馳走などをさせる事となれば、甲は手もなく乙の好意を利用して、丙に對する馳走を無理に乙に強ひたやうに當たる。まからば、この上もない無禮である。このたぐひは現在今の世に澤山有る。まかも、これをして甘んじて平氣で居るのは多くは世にすれぬ、ひろい交際に慣れぬ地方人の一部である。

それまでは未見の人であつても、甲に丙が同伴されて一旦乙の家をおとづれたとして、その後は乙と丙との間にまた交際が成り立つものならば、もとより此今云つたやうにのみも推し得まい。が、今の多くは、まなはち己れの便宜のまゝに同伴者を引きつれて他を訪ふのはそれはどの深い希望の有るのでない。それ故、丙は甲につれられて始めて乙の家に厄介となり、馳走など受けれた丈で、その後はと云は、あらためて乙に

禮謝を述べるため乙を訪ひもせず、交際はすこしも成り立たぬので、是ならば乙は只いはれなく、甲の不注意によつて迷惑を十分受けさせられたのである。交際の目的として、そのやうな、迷惑を掛けるのは決して褒めたはなしでない。

第二章 かぶりもの其の帽子

「かぶりもの」の意味「こゝに云ふかぶりものとは一切すべて頭上にかぶる、管用最しくは飾装のもので、すなはち帽子、頭巾、笠、これらが今日主として用ゐられる、それらを云ふのである。

冠もかぶりものゝ一つであるが、今日のところでは其やうな一般向きでない物の儀式についてはかれは云ふ必要もない。兜などもまたさうである。

帽子はおはやけに用ゐられるものと私しに用ゐられるものとの二種、

頭巾は男子に用ゐられるものと女子に用ゐられるものとの二種、笠は男女に通じて用ゐられるものが一種、そして公私兩用の習慣となつた帽子は男子にのみ用ゐられる段に於いて一種、それが今日の一切の「かぶりもの」をその性質から區分して數へ擧げた數である。

別に手ぬぐひ、これも時としてかぶりものともなる。が、もとより上品な意味を示すのでもなし、普通むきでもなし、それゆゑ此警物に於いてはかぶりものゝ中に加へぬ。

「一」すべてわが身分職業を公然あらはして出るべき必要の有るときも、もしその人の身分職業に對して定められた制式の帽子が有つたならば、かならずその帽子をかぶるべきこと。

「解」この頃はいかなる場合ひに制帽をかぶるものかと述べたものゝ一つである。

わが職業が軍職で、自分が一の軍人として外に出るべき場合ひ、たとへば營所へおもむくとか、行軍をするとか、その他すべてわが職務に關しての事をするために戶外へその身をあらはす場合ひはすなはちその人が公然その職務の人としてあらはれるのである。

その時、もしある制度によつて一定の制式のもとに定められた形ちの帽子、すなはち軍職の人のならば軍帽、それが有つたならば其人はかならず其帽子をかぶるべきである。

と、云ふのは實は蛇足の辯に近い。なせと云ふに、その職務に在つてその職務を執行する一切の場合ひに於いて、その職務の人で今日大抵此規定を知らぬものは無く、また、それゆゑ此規定を實行せぬものは殆んど無いゆゑ、さりながら、是から段々下の條で説く帽子に於いての嚴乎たる規定、それをたしかに守るべきものとして説かうとするからには勢ひまづ此條を設けなければならぬ。

それゆゑ、手はじめとして右のとほり。

〔二〕制式の帽子をかぶるべき場合ひにそれを被らず、又それをかぶつてならぬ場合ひにそれを被るなどの所爲は己れ一身の品位を侮辱するのみならず、他人の品位をも侮辱することに當たること。

〔解〕前に幾度も云つたとほり、すべて不相當の配合は滑稽となる。滑稽は場合ひに於てはそれに対する人に向かつての侮辱になる。制式の帽子をかぶるべき場合ひ、たとへば制服を着た巡査が制式の帽子をかぶらず、普通の麥藁帽子でもかぶつたらばどうか。是は極端なたとへで、もとより實際有る筈はないが、まかし理の證例としては引用し得られる。さすれば、そのやうな配合は一見して早すでに奇異である。奇異、それ故まつたくの不配合である。不配合な事をして甘んじて得々たるのは常識の有ることゝは云へぬ。常識が無いとすれば、ある意味に於いては狂人とも見なし得る。眞の狂人で狂人の所業をするならば怪しむに足らぬ。

常人であつて狂人とおなじ事したとすれば、その事は一の罪惡とも見なければならぬ。制式の帽子が既に出來て居たものならば、その出來たのは出來なければならぬ必要によつたからで、すなはちその帽子を用ゐるべき場合にこれをを用ゐぬのは不當である。不當な事をかこなひ、不當な様子を委細かまはず他人に示すのは狂人の所業でなければ、それを示す相手を侮辱するのである。それゆゑ、既に制式の帽子が有つたならば、これを用ゐる場合ひを決して蓋りにしてはならぬ。それゆゑまた制式といふは、~~甚~~嚴重な意味で形ち杯の定められてあるのでない、他の、一般の帽子もなるべく極端な、飛びはなれた好みによつて被つてはならぬ。

〔三〕リボンの結び目は頭の左のにすべきこと。
 〔解〕制帽には際立ツたりリボンの結び目の無い方が重であるが、他の一般の帽子には大抵リボンが有り、その結び目は特に一つの裝飾とも見なされる。

「リボン」といふ英語に對して、日本では譯語をあたへず、これを帽子に用ゐる時は直ちに「リボン」といふか、さもなければ「帶」といふ。帽子の周圍、鏝の付け際をぐる／＼めぐらせた美しくしい紐、または布、これらが「リボン」で、その實帽子の裝飾方を目的とした一つの附屬物である。

さて帽子をかぶるとなつては必ず此リボンの結び目をば頭の左りにすべきである。これが帽子をかぶる心得の第一である。もつとも帽子の内がはにあらはしてある商標その他の畫模様の大體ひを見れば、そのかならずリボンを左りにして帽子は被られるべきものであるとは分かる譯なのであるが、實際はさうでなく、やはり一向無頓着で、平氣でリボンの結び目を右にして居る人があまた有る。今のところ、社交に慣れぬ地方紳士など、随分高價な帽子をかぶるにも拘はらず、このやうな、奇異な風をして居るのがむしろ多いと云つても宜しい。結び目などは右に

しやうが左にしやうが、どうでも構ふまい。が、すでにそれをば左りにするのがおのづから定まつて居る式とすれば、格別の不都合の無いかぎりはそのやうにするのが宜しいのである。

〔四〕格別の必要のないかぎりには帽子は水平にかぶるべきこと。

〔解〕この條を説明するのもまた多少美學的に云ふのを要する。つまり帽子はかならず水平にかぶるとの心もちをもつて被るのがよろしいと云ふ、その子細は何かと云ふに、外見の美、それがさう被ること只一つに因るからである。

帽子は人品を如何やうに見せるために被るものか。なるほど其はじめは雨露を凌ぐとか、寒熱をさへぎるとか、いづれかを云へば實用一方の目的で用ゐはじめられたものであらう。が、實用一方にはじまつて、やがて嗜好の進むと共にそれが美術的にもなるのが、すべて人間の使用するものゝ普通である。刺し身は只魚肉を切つて醬油で食しても宜しうで

あらう、また、さうした丈で済ました時代も有つたであらう。まかし、嗜好の進歩と共に、只切つたのみの有りさまにせず、その切り方も整然とよく相揃ふやうにさせ、その配列も相とよのふやうにさせた。進歩はこれに止まらぬ。かりに、淡紅色(まぐろ)の刺し身として、その取り合はせ、すなはち其「ツマ」に何を用ゐるのかと云へば、うす綠色の何かの野菜を用ゐる。何ぞ知らん、野菜の薄緑は刺し身の淡紅と相そるつたところで、正に双方ユムフレイメンタル、カラル、即ちきはめて宜しい調和を成しあふ色となるのである。この類は一々挙げ盡くせぬ。食するそのみ主眼と、その初めて、した刺し身も人の嗜好が進むにえたがつて、右のやうに美術的になる。口取り者のいろくの配合も皆それである。洋食となつても、キヤベエザユの中にラディッシュを切り込むのは緑と紅との調和的配合である。かくの如く人間のものは皆實用的一方から進んで美術的の趣味をも含むに至るもので、帽子もまた例としては其

一である。

帽子は今のところ實用的でもある、まかし又裝飾的、すなはち美術的にもなつた。あるひは雨、露、熱などを防ぐ具ともなるが、同時に身體の一の裝飾品となつた。

すでに裝飾品ともなつたとすれば、その形ちのよしあし、また被りかたの上手下手に因つては勿論よくも見え、またわるくも見える。おもへば、その被りかたも決して等閑にはならぬ。

ところで、この條の本文、帽子を水平にかぶれと云ふのは其見ゆるしくない被り方であれと抽象的に云ふのを具體的に云つたのである。前さがりでもなく、後さがりでもなく、その中を得たところは大かた水平とも云ふべきもの、つまりそのやうに被れといふのである。世間が一般すでにさうならば事々しく云ふにも及ばぬ。が、今はまた中々さうでない。試みに後ろさがりに被つたらばどうか。うしろ下がりの被りかたは額

を際立って大きく見せるやうにする。額のかたきは立って大きく見えるのは遅鈍、不活潑の意味をかならず示す。日本の滑稽的畫の一意匠、福助はそれである。

既に遅鈍にも、不活潑にも見るとすれば、その場合ひ如何にかゝはらず、尊敬よりは嘲弄の感が多くわく、即ち滑稽の意味の一部はあらはれる。すなはち馬鹿げて見える、とぼけて見える。照對が嚴重になればなるほど馬鹿げたり、とぼけたりする感が深くなる。そして嚴肅の意味はまるで見えぬ。

以上は後うしろさがりの例であるが、又前さがりとなると、意味は違ふが、是も好もしからぬものとなる。

前さがりは後さがりと違つて、額がむしる隠れ過ぎる、それ故陰氣らしく見える、鬱鬱らしく見える。すべて陽に見えず陰に見える。陰、それゆる邪念有りさうに見えなくもない。陰、それゆる秘密をのみ望むや

うに見えなくもない。その意味から押し進めれば、すべて悲哀、陰險があらはれる。いづれにしても、それに對する人に不愉快を與へなくはな
く、又何ごとも打ち解けてしたしむと見えるところに至らぬ。深あみ笠
ではあるが、虚無僧がかぶった笠は世を忍ぶ人の所用として、十分陰氣
な意味に用ゐられたのも亦正にこの理である。

前さがりと後さがりと斯う云ならべて評して見れば、いづれも中庸を
失して居るだけよくない。残る一ツ。すなはち水平、只それならば双方
に傾かぬ。陽にも走らず、陰にも過ぎぬ。それゆる端正と見える。また
嚴肅と見える。それゆる風致の有る威嚴が生ずる。風致有つて威嚴有る
べき王冠が正にこの理の最上の見本である。嚴肅な意味に用ゐられるべ
き場合ひの王冠に決して前さがりのも後ろさがりのも無い。

これらの理をよくく味はへば、帽子のかぶりかたも正しく水平なの
がもつとも正しい意味を示すとわかる。人は自然にこれを知らなくは無

い。その證據に軍帽のたぐひ、皆水平を元としてかぶる。陣笠もさうで
ある。兜もさうである。

なばれおん翁帽はそのこしらへから先いかにも水平にかぶれぬも
ので、その後ろさがりの通常なかぶりかたが歸するところ他の帽
子の水平の意味とおなじになる。後ろが長くて、云はゞ、さがる、
その代はり、即ちその埋め合はせとして、前も額のほとんを隠れ
るばかりに下がって、自然に双方のさがりの平均調和が出来て、
これで一ツの美とは爲る。

〔五〕帽子の脱着には片手を用ゐ、その片手は心らず右の手たるべきこ
と。

〔解〕帽子を両手で脱着するのは如何にも見ぐるしい。第一、手つさが
敏捷に見えぬ。第二、さもくわが物を大事にするらしく見える。

両手でさもくわが持つといふことは如何にもその物が目方でも重いか、

さもなければ非常に大切であるかと思える。前の、名刺のさし出しがたの條にもこの理は大かた述べてある。

帽子を両手で持つといふことは、さう爲なければ確かによく帽子の安全を保つて持つことが出来ぬ、それ故であると、他からは見得る。まかし、決してさうでない。帽子はそれはど持ちかたの困難なものでない。それであるのに、わざ／＼両手をつかふとすれば、いかにもその物を際立って大切にするゆゑ、さうであるとは是非とも下される推定である。

大切にする、その物は誰の所有か。その人自分ののである。自分のを自分が大切にする、それは何も論は無い。まかし、人前をまかまはす、嚴重きはまり、敬重さはまツた態度でそれを扱ふといふことはわが所有品に對する特別の愛情、特別の敬意を、むしろ云はゞ恣にして、人に見せつけることに當たるではあるまいか。それも特別な威靈の有ると定められた帽子（即ち帽子の一たる王冠、法冠）ならば、さうするも至當であらう。

それ以外、すなはち王冠や法冠はと神聖な意味をもつてどうしても見做すには不十分な、その他の帽子に向かつて、王冠や法冠に對するだけの敬重の意を表するのは不相應の配合ではあるまいか。

たしかに不相應の配合である。それゆゑ奇怪な意味を示すことになる。仰山らしく見える。大袈裟過ぎて見える。よしやわが物に對するその主人の當然の権利の意味はそこに有つても、その意味の發射する光りの方が不相應の惡配合の惡感に打ち消されずには居ぬ。わが物を大事にする、わが本心は本心として、いたづらに見せつけがましくするのは却つてその本心の、あらはれるべき時にあらはれる當然の意味を却つて消滅することになる。

それゆゑ、その、さも／＼大事にするらしく見えると云ふ事は一轉して、物はしやう、心いやしやう、冷笑すべき程、およそ是等のいろ／＼に見える。それを見せられる人に惡感を除いて、およそ他の感ぜらるべき

美感は無い——美感は無論。

そして、両手でそれを持つのはいかにも重々しい。重いものを持つ時には必要とする両手での持ちかたは、(つまり重くないのは知れ切つて居る帽子に應用されたところで)またこれ鶴を牛刀で割くやうに見えるやうなると、をかしくなる、どうしても配合の不相應である。

なるほど両手でなければ脱着することが出来ぬ帽子ならば、よし両手をどう用ゐたにもせよ、決して仰山らしくは見えない。それは、やむを得ぬといふ必要が他の悪感をともしなはせる意味を打ち消すゆゑである。重くもないものに重さうな手つきをして両手をさで用ゐる、すなはち其手は鈍ければこそさうであると見える、すなはち其手は敏捷でないに見える。

前述の理によつて、どうしても帽子は両手で脱着するのは見ぐるしくなる、この譯もこゝに至つて明白になつたらしい。それゆゑ、こゝで吾

吾は本文に示したとはり「片手を……」このことを斷言する。

その行手についても云ふべき事が有る。すなはち片手も片手、かならず右なるべきである。

これは名刺を出すに右の手を用ゐると前にわれ／＼が云つた、それと同じ理によつてゐる。今これゆる多言を要せぬ。現に今日の軍隊の敬禮法にも右の手を敬禮の手と殆んど見なしてしまふ程に定めてある。帽子の邊へ手をあげて軍人が敬禮をする、その手は即ち右である。

〔六〕帽子によつて敬禮する心得は大抵左のとほりたるべきこと。

一、普通の敬禮の場合には軽く目尻まなこに右の手を掛けるか、またさうして些しばがより頭をさげること。

二、最敬禮の場合には一旦脱帽すると同時にすこし頭をさげ、直に頭をあげると共に着帽すること。

三、帽子をかぶつたまゝ頭を下げるのは決して體と見とめられぬこと

〔解〕一切の敬禮をする度ごとに必ず脱帽しなければ爲らぬとすれば實に煩瑣に過ぎたこととなる。ましてや晴天のみは無い。もし雨天でもあれば、一々の、容赦ない脱帽むじろ苦痛になる。煩瑣や苦痛は好ましくならぬ。

それゆゑ、大抵の敬禮には此本文第一の心得に示したとほり、軽く目びさしに右の手をかけて、ほとんど脱帽するまでの態度を示すか、尙注意をこまかにして丁寧なすれば、右の手をさうすると同時にすこしばかり頭をさげるか、さうすれば夫だけで禮意は十分と見てよろしい。

まかし、もし最敬禮を行はうとする場合ひならば、前條に云ふとほり一旦脱帽し、それと同時にすこし頭をさげれば、それで宜しいとして差し支へぬ。頭をさげても、まかし、それを久しくさげて置くのも決して能事でなく、それでは又縛禮になる。久しくさげて置かず、すこしさげた丈で直ちにあげ、それと共に以前の如く着帽してしまふ、それである。

脱帽して、その儘久しく頭をあらはした儘にするのは室内に於いての場合ひか、もしくは非常にたつとい人に對する場合ひのみに限る。よしやわが目上でもこちらで一旦脱帽までして敬意を表した以上、實は敬意はそれで十分達せられたので、そのうへ尙脱帽を繼續するのは煩のみ多くて利は更に無いことである。此本文第二は要するに以上を示したのである。

また、帽子をかぶつた儘、手をどのやうにもせず、禮をして頭をさげる人がいくらも有る。まかも、その頭のさげ方がなか／＼丁寧なのさへある。

すでに頭を丁寧にさげる位ならば、いッそすこしでも脱帽したらばよさうなものである。まかし、それを行はぬ——のは禮を大切なものと見ず、つまり帽子へ手をやり届かせる位のことか面倒でならず、その面倒を禮のために堪へ忍ぶとの氣節もなく、出まかせに略式として脱帽

せず、そのくせそれでは禮意が不十分らしいとの感も有るところから、その埋め合はせとも云ふべき心もちで低頭の方をおもくしくする、只これなのである。これらは見ぐるしい禮の一ツで、その人の修養の不足を直ちにあらうと示して、やはり文明の品致に欠けたものと見られるより外は無。

〔七〕男子が婦人に對して禮をおこなふ時、前にいるく云ツたやうな方法で、脱帽するのは無論であるが、これに應じて婦人は只低頭した丈で相答へるだけの意味の禮は十分であること。

〔解〕未來の時代はいざ知らず、今の婦人は決して帽子をかぶらぬ。帽子のたぐひとしては一ツの頭巾が有るだけで、その頭巾についての心得はまばらしくこれを後の條にゆづり、この條に於いては只一切のかぶり物の無い婦人について一言する。

さて男子が婦人に對しては必らず前々のいろくの條にあつたとほり

の心得で相當の禮を行ふべきである。これに對して婦人は如何したらばよかるうか。

すでに頭にかぶり物を婦人が持たぬとすれば、男子に對して、かぶり物をもその禮の行ひやうも無い。さすれば、禮は只その頭をさげるより外無い。

その場合ひの参考としては歐米婦人の禮法をしらべるのも有益である。それら婦人はいはゆるボンチット、即ち婦人帽子を皆かぶる。その帽子をかぶる點は男子と殊ならぬ。まかし、それらは男子に向かつて如何やうに禮を行ふか。

男子は婦人に對して脱帽する。まかし、それら婦人は脱帽せぬ。その代はり些しばかり頭をさげるやうにして會釋する。そこには又微笑といふものも鬨々たる愛情を示すために洩らされる。それで、それら婦人が男子に對しての禮意は十分發揮される。

この、それら婦人が脱帽せずには禮をおこなふといふ事は淺く考へれば奇怪に思はれる。何ゆゑ、禮意を表すると云ひながら、一方の男子に脱帽させて、それを受けるおのれは平均に酬ひるところも無く、まるで脱帽せぬのか。かう疑ひ出すと同時に、それら歐米が男尊女卑の風俗であるゆゑ、さうであるとも附會される。

まかし、これは然うでない。男尊女卑は歐米の社會に事實となつて存在するであらう。が、帽子の禮法はそのためでない。只これ一ツ、すなはち婦人帽子の脱着の不便、それで終にやむを得ず、其やうな禮法も生じ來つたのである。そのボンチットは繊巧な細工から成る。輕卒な取りあつかひをすればボンチットが受ける損害はかならず少くない。まかし、交際場裏にあらはれて、假りにその帽子を脱着するとなれば、いさはひ帽子の損害がゝならず多い。中には手が器用で、そのやうな事のない婦人も有らう。まかし、手の器用であるといふのは手の不器用な多

數に對しては少數である。禮は少數にのみ專有されるべき、特許的のものでない。すなはち多數の便利のためには少數の手の器用な人を數に見ず、よく一般にわたつてさし支への無かるべきをとおのづから望むに至つた。その望むのはボンチットを一々煩らはしく脱着せずともよろしいとの特別の許可を自然に與へるやうになる、すなはち婦人が男子にむかつて禮をおこなふ一般の場合にこの特別の許可は與へられた。與へられた、それはやむを得ぬからである、避けがたい必要からである。

まかるに、日本の婦人の場合ひは歐米の婦人のと大にことなる。最初からまづボンチットのやうなものはない。盛裝となつても頭はそのまゝあらはす。さりながら頭をそのまま現すだけでは美は無い。そこで髪を結ふとなつた。その結ひかたもいろ／＼出来る。一步が一步と進むにましたがつて、その髪はほとんど間然すべからざる程の美術的になつた。すなはち日本婦人の髪のいろ／＼は髪そのものをして直ちに歐米婦人のボ

ンチットと同一の役に立てさせるのである。西洋風の束髪を日本風の結髪と比較して、精巧美麗といふ一點に於いて束髪が結髪に劣るのは最である。彼れは束髪で、美の美たるところにはすこし足らぬ。それゆゑ、ボンチットを必要とする。これは結髪で、思ふさま美の美たる所まで發達させた。それゆゑ、ボンチットを要せぬ。約言すれば、それ故、日本風の結髪に櫛、筭、簪などを加へたのが裝飾の點に於いて、歐米風の束髪にボンチットを加へたのにあたる。

さらに之を約言すれば歐米風の髪は全然ボンチットの助けを仰ぐ。日本風のは髪そのものゝ形ちと共に櫛、簪などの助けを仰ぐ。双方の結果、さうかのく裝飾して美となる段は同一である、眞の同一である。均一である。裏からこれを云へば、それゆゑ束髪からボンチットの美をうばひ、結髪から櫛、簪などの美をうばへば、ふたつながら共に見られぬ、美として見られぬ、その共に醜く見られぬは均一である。

それゆゑ、つぎの断定はかのづからの推論で出る。曰く、もし歐米風の束髪からボンチットを取り去つたのは正に日本風の結髪から櫛、筭の美を取り去つたのと同じである。

と、斯う定まれば、歐米婦人が禮式に譯もなくボンチットを取つて禮をおこなふ事のならぬも分かる。譯もなくボンチットを取り去つて禮を行ふのは譯もなく櫛、筭を取り去つて禮をおこなふのと同じである。まして禮式の都度、ボンチットを取り去るには、困難も有る。禮式の都度、櫛、筭を取り去るのも困難である。それゆゑ、彼はボンチットを取り去らずに、それで禮は遂げられることとなり、これは櫛、筭を取り去らずに、それで禮は遂げられることとなつた。さて、何れにも無理は無い。まか、歐米の婦人は、右の譯でやむを得ずボンチットを取り去らずに禮意を示すと共に、必要なだけの會釋をば加へる。日本の婦人はボンチットのやうな、取り去るべき不便なものを持たぬまゝ、只その儘で頭

で種々必要なだけの會釋をする。重ねても云ふ、それ故、理は双方同一である、と。

それ故、日本婦人は歐米婦人とはがって、ボンチットなどの無いかほりに、脱帽する必要もなく、それだけいくらか頭をさげて禮意を表すべき事情の下におのづから在るのである。

右の事情とすれば、本文に云ふとほり、婦人は男子の脱帽に對する答禮としては只いくらか低頭するだけで十分の禮を遂げられたのである。その以上の手あつい禮を行ふのは婦人たるものゝ體面を男子のために屈辱することになる。

〔八〕頭巾をかぶつた婦人は男子の脱帽の禮に對して、頭巾をかぶつた儘、すこし低頭したいけで、その答への禮意を十分盡くしたものと見とめられること。

〔解〕頭巾は急忙の脱着には困難なものである。その急忙の脱着に困難

なのは西洋婦人のボンチットと相ゆづらぬ。よしや男子が婦人にむかつて脱帽したればとて、おなじやうに婦人が頭巾を取り去るのは同じ目的、おなじ價値の禮に對して婦人が男子より倍以上の困難をおぢはふことになる。それも急忙を要せず、ゆっくり脱帽してよろしい場合ひならば、云ふまでもなく格別であるが、さも無い以上、たとへば途中で出あつた時などは頭巾のためそのやうな手數を受けるのは不道理で、その手數をそれほど受けさせた儘に男子が捨て、置くのはつまり男子の「殘酷」である、同情の皆無である。

〔九〕小兒を除いて一般の男子、その平常の帽子にことさら際立つた裝飾をほこすのは他人に對して無禮であること。

〔解〕男子の帽子に際立つた裝飾をほこすことと云つたところが、つまりリボンの色の派手なのを用ゐるとか、何か(花、蟲、鳥などの)細工ものなど、ひを附けるかである。が、小兒を除いて、一般の男子が、特別の

場合ひでない以上、そのやうな裝飾を帽子にはどこすのは極はめて見ぐ
るし。

たとへば二十三十以上の髻をここでありながら、赤繩子のリボンの付
いた帽子を用ゐるなどのたぐひ、すなはちそれである。それも競馬會と
か、競漕會とか、又その他の運動會とか、凡そ打ち解けて愉快を盡くす
時、又それと同時に一方に於いては際立ッた（色などの）裝飾によつて
目じるしを付ける必要の有る時、それらならば、なるほゞ目ざましい、
格段な裝飾を帽子に付ける必要も或ひは有る。さうでなく、あたり前の
場合ひ、何の際立ッて目を付けさせるほどの必要のない場合ひにそのや
うな事をするのは奇を好むとしかならぬ。奇を好むといふことは色々の
意味にも解釋されるが、只その眼中に他に人が無いゆゑすなはち奇を好
んで敢て心にせぬとは確かに云へる。すでにさうならば、その人は他人を
物のかすともせぬのである。他人を物のかすともせぬのはその他人に無

禮を表するのである。あらはすべくも無い肉體を他人に對してあらはす
のは己れの品性の下品を表するのは云ふまでもないが、同時にまた他人
に對しての侮辱にもなる。帽子にその必要も無いのに際立ッた、もしく
は派手やかな裝飾を付けるのも是と理はすこしもかはらぬ。

以上は男子のみに對しての言である。小兒はもとより例外である。ま
た場合ひに於いては婦人も例外である。その理は冗辯をつひやすまでも
ない。

〔一〇〕すべて多人數の集まつた席では成るべく帽子をかぶらぬこと。

〔解〕假りに芝居について例すれば、前後ひし／＼人がつめ込んだにも
拘はらず、帽子をかぶつた供澄まして居る人がきはめて多い。その帽子
も量高シユダツでないものならば、まだ／＼宜しいとも見なし得る。が、山高の
やうな大きな物をかぶつて、そしてわが後ろの人の迷惑をかへりみぬの
は如何なる無禮なものと云はうか、まるで公德を思ふ事を考へぬ、すな

はち野獸的紳士である。

なげかはしくも此野獸的所業は今の日本の上下を通じてまた一般に行はれる。一個の主張のためには他人の権利の侵害にいかなる場合でも頓着せぬ。觀覽料をばらッて芝居に入場した以上はどうして觀覽してもわが自由であるとのみ思ふ。わが後ろに、よしや、老人、婦人、小兒が居て、わが帽子に舞臺を妨げられても、それに頓着するいはれは無いと思ふ。此弊は形ちをいろ／＼に變じて、その實の精神は一定不變で、多くの、今日の、日本の社會に行きわたって居る。その一々はふの／＼の條にゆづるとして、われ／＼は帽子についてもことさら此點に重きを置いて云はうとする。いかに見料をおのれが拂たからとて、他人の迷惑をかまはぬといふいはれは決して無い。他人も見料を同一に拂ッて居る。觀覽の自由は決してその人以外の人に蹂躪される道理は無い。公衆と共にする場所に於いては一私人一個人に於いてする場合ひと全く異なつたも

のと第一に思はなければならぬのである。それを思はず、只おのれが觀覽料を拂つたといふ丈で他人の迷惑をかへりみぬと云ふのは逆も辯護の辭が無い不作法である。極言すれば、なるほど觀覽料をば拂つたであらう。他人の妨害をしたその妨害料をばその上又別に拂つたか。然り、拂ひはせぬ。であつて他人の妨害をする不道理でなくて何か。

この論に不服をいだく人はいづれ帽子をかふる人で、今のところでは男子である。さてそれら男子に云はせれば、また多少この論に對しての反抗も有る。曰く、なるほど、男子の帽子の嵩高なのは背後の人の迷惑となるであらう。が、婦人に於いては全くそれら背後の人の迷惑とならぬことのみであるか。決してさうであるまい。見ぬか、婦人の頭髮を。若い婦人のなどは素より大きい。あるひは帽子の或る物より尙大きい。男子が公衆と共にする觀覽場などに於いていつでも迷惑するのはそれら大きな髪の婦人の背後に着席させられた時である。まかし、その婦人を

して他の迷惑せぬやうその髪を小さくなり何なり、いかやうにか爲し得られるか。それは出来まい。出来ぬゆる迷惑を只忍んだまゝにする。それであるにも拘はらず、ひとり婦人の大きな髪をのみ許して、男子の帽子をのみ許さぬのは不法である、と。

まかし、この論は大きに無理である。この論は全然不可能を可能たらしめやうと強ひるのである。

婦人の髪は男子の帽子のやうに脱着を自由にすることが出来ぬ。髪をこはしてしまふよりはか婦人の髪を如何にすることも爲らぬ。帽子はさうでなく、脱着は自由である。前の項にも云つた通り、脱着の不自由との一點から歐米では婦人のボンチットにさへ必らずしも脱するに及ばぬとの、おのづからの許しを與へた。それはやむを得ぬからである。日本婦人の髪もまたボンチットと同じである、否、むしろボンチットより脱着は困難である、否、困難といふところの沙汰では無く、髪をいかやうにするといふ事は全然不可能のことである。

「一一」多人數あつまつた席において、帽子をかぶらなければならぬ必要の有るときに限つてはつとめて嵩高かさたかでないものをえらむべきこと。

〔解〕前項にいろく述べたやうなもの、さて又多人數の席において是非とも帽子をかぶる必要の有ることが有る。

たとへば健康の工合ひによつて、頭寒こづかん、すなはち頭が冷えて、そして是非それを冷やさぬやうにする必要の有る時が有る。さもなければ頭部に見にくい腫物などが有つて、人がそれを見れば不快を感ずるであらうと思はれることが有る。このやうな場合ひには帽子をかぶるのも實にやむを得ぬ。

帽子をかぶらなければ頭が冷える杯、特別の、まかも一身の保全上の必要の有る場合ひに強ひてかぶらぬのは間接に身の健康を奪ふ所業で、禮式はとこまで人を強迫する力を持つものでない。

また頭部に腫物などが有れば、他人がそれを見て不快の感を起さぬとは云へぬ。神経質の人ならば、あるひは食慾をも衰へさせるやうに爲りかねぬ。一方にそれは悪い影響が有るのを無頓着にして、禮式を拘子定期的に解釋して、ことさら帽子をかぶらぬのはまたこれ推察の無いことである。

さりながら、かういふ場合に着帽するとなつては、帽子その物から先えらんで掛からなければならぬ。嵩高たかたかのものは兎にかくよろしくないやむを得ず着帽する、そのやむを得ぬ丈のところを救へばそれで宜しいのである。そのやむを得ぬ丈のところを救ふと云ふのはつまり醜いところを匿すとか、頭部を冷やさぬとか、それ丈のところを目的とすればそれで宜しい。

それには際立さしつた縁ちりなどの有る帽子は不必要である。また高さのすぐれた帽子も不必要である。さからば何がよろしいか。今のところよし當

たり、それには夜帽(ナイト)が宜しい。夜帽ならば嵩高たかたかでもなし、他の邪魔にならず、そして前云ふとはり醜いものを隠す丈の目的も達し得られる。かうと定めて、さういふ時の特許的帽子としてわれ／＼は一般に此夜帽を用ゐるのは許したい。

〔一二〕他人を訪問してその客室へとはらうとする時には帽子を玄關、その他のあがり口に必らず残して置くこと。掛けるべき釘、帽子かけ杯が有つたならば必らずそれに掛け、もし無ければ其あがり口の隅に置くこと。

この場合に於いて先方の取りつき人がその帽子を受け取らうとしたならば必らずしも遠慮するには及ばず、わたしてやッて差しつかへないこと。

〔解〕帽子をかならず他人かたの客室まで携さへて行く風がむしろ今の一般である。社交禮式に慣れた人は必らず玄關さまにそれを残して置く

が、それは實に小數である。

帽子は其おもな意味に於いて戸外の専用物である。室内、ことに客室内では全くの不用物である。よからば、わざ／＼客室へそれを持ち込むと云ふ、それ丈でもやゝをかしい。何のやむを得ぬ、何の是非とも目的でさうするかと正せば、その答へは如何にも薄弱になる。

客室へとはるとなつたならば、必らず帽子は玄關などに残して置くべきである。それをば主人かたの者が必らずの義務として保管する。主人かたのものが大切にそれを保管しなかつたがため紛失損傷などの損害が生じたものならば、それは元より主人かたの者が負擔すべきである（後訪問者はそれゆるる帽子の運命をば一切主人かたの者の義務的概念に任するがよろしい。さうせず、わざ／＼帽子を客室まで持参するのは多少、もしくは多く、主人かたに對して信用するところが薄いとの意味になる。

それで、帽子を掛けるべき釘、もしくは帽子かけが有つたならば帽子をそれに掛ける。釘と帽子かけと有つた時には必らず釘にかけず、帽子かけに掛けるのが當然である。何ゆゑと云へば、帽子かけはもと／＼帽子を掛けるのを目的とするもので、釘はあるひは帽子、あるひは其他の物を掛けるものである。すなはち第一の目的とする性質のものに第一それを應用すべきものを應用するのが如何なる場合ひに於いても當然である。

もし、よかし、帽子かけなり、釘なりに掛けやうとして居る間に、取りつぎの奴婢が帽子を受け取らうとした時には猶豫なくそれに渡すべきである。主人のよまかい注意が取りつぎの奴婢に行きわたつて、客をしてなるべく手数を省かせやうとし、即ち帽子をも受け取らせることを奴婢に命じてある家が無くはない。それは主人かたの好意である。客は決

してそれを無にしてはならぬ。

〔一三〕公職の事務を扱ふところ、又は公職の事務を扱ふところと同じやうな所に至つて、その職員に面接する時は第六項第一の規定に従つた禮をおこなふこと。

〔解〕郵便局、電信局、停車場職員室、各役場、各會社職員室、警察署交番所、すべての事務所、および是等公職について扱ふところ、又は公職について扱ふところと同じやうに見なされる所に至つて、その職員に面接する時は第六項第一の規定、即ち「軽く目庇まなびに右の手を掛けるか、又はさうして些しばかり頭をさげるか、」このやうにすべからざる。

物なれた人は吾々が今あたらしさうに云ふ迄もなく、既にこの本文どほりにおのづから行ひなれて居る。が、いづれかと云へば、社會の多數はまだくさうでない。

多數はそれら公職についてあつかふ所に至つて、まづ恭し過ぎた禮の

仕方をする。わが國のため、國民としての義務を立派に盡くすため、わが身の負擔たるべき税金を役場に持参するにさへ其吏員に對してうやうやしく脱帽し、それから用務となり、その用務の果てるまでは脱帽したまゝにして決して着帽せぬ杯、これら實に今日見るところで、ことに田舎は一入はなほだしい。辨禮はひとり脱帽のみに止まらぬ。婦人の如きはわざ／＼頭巾をさへ脱ぐに至る。そして吏員はと云へば、鼻で只あしらふ。

今この條では吏員の傲慢尊大をば咎めまい。が、要するに前記のやうな辨禮は官尊民卑の奴隸思想のまた／＼脱却し切れぬ證據の、そのたしかな一例である。それら頑迷固陋の思想の餘波の振盪で、また／＼憐むべし社會の大多數は理不盡の權力、實は影法師とも云ふべき權力の前に埋不盡の低頭をおのづから強ひられて居る。新禮の規定の無い今日、それもなるほど無理ではない。これら辨禮は人民の便利を害する無禮である

それを破格に進むだけの勇氣はまだ一般には乏しいのである。

わづかに道を警察官に問ふにも、些細の事の問ひ合はせを警察署の受け付け(この時、問ひ合はせをする人は無論戶外に在る)に爲すにも、郵便局で爲換の受けわたしをするにも、電信局で一電信を發するにも、乃至馬鹿々々しいほど甚しいのは銀行で金銭を受授するにも、尙かつ甚しい脱帽の不便に拘束される人がさめて多いのが今日の一般である。

なるほど、それら人民に接する吏員は或ひは脱帽しても居やう、室内に在っては多くは如何にも脱帽しても居やう。が、また尙戶外に在る人に對してそれと同一脱帽を強ひる道理は決して無い。室内に在つての、それら吏員は室内に在つての禮式上脱帽して居るのである。決して室外すなはち戶外の人、すなはち外來者に對して脱帽して居るのでない。それにも拘はらず戶外の人が脱帽を煩らばしいまでにするのは零に對して十、百、千を酬いるのである。一語で「不公平」、これで評は盡まる。

われ／＼が今后に望むところは即ち此條の本文に云つたとはり、前の第六項第一の規定に準據して、面會して用談をこゝろみるに當つて手がるく目まびさしに手をかける位の所で禮意は十分であると認め、また認めさせ、また認められるやうにしたいとの點である。

〔一四〕急ぎの用事をもつて訪問し、客室へとはされる場合ひには帽子は必らずしも玄關口、又はその他のあがり口に殘して置くに及ばず、手に持つて客室に入りわが身の席の近くに置くべきこと。

この場合ひ帽子を持つ手は無論右の手であるべきこと。

〔解〕この項に云ふところは前の第十二項に對して、その特別の場合ひとも見るべき點についてある。

前の第十二項においては客室へとはる前帽子を玄關などに殘して置けとの旨を述べた。が、急ぎの用事の有る場合ひにもかならずさうするのは稍心の至らぬ所の有るやうに見える。後に外套についての禮式の條で

も云ふが、急ぎの用事をもって訪問したときには他のゆつくりした時とちがって、十分急ぐとの意味を示すのが専一である。それゆゑ、當たり前ならば玄関などで脱し去るべき外套をそのまま着用して客室へとはることも禮式の規定としては許され得る。帽子においても理は同一である。

急ぎの用事で来た以上はその用向きをさへ達すればそれで宜しい。いたづらにその餘の閑談などで貴重な時間をつひやすに及ばぬ。それには客室へとはるとなつても、歸り支度を既にして居るとの事實を示すのが却つて主人に對しての禮になる。ゆつくりとする場合ひでこそ帽子を玄関口へ置き、のこしても宜しからう。心が十分急いで居れば、實際それだけの養裕は有るものでない。用さへ済めば直に歸らうと思ふ。入る時にすでに歸ることを思ふ、歸るその便利を思ふ、歸るその支度をする、それが無理の無い人情である。すなはち帽子を置き残すまでゆつくりとせ

ぬ。すなはち手に携へたまふ客室に打ちとはる。すなはち、それでその人が無駄の時間を主人に費やせまいとする、用が済めば直ちに歸らうとする、それらの心中が明白にあらはれる。そこで主人に對しての禮意が成る。この禮式は泰西においてもこれと同じである。

〔一五〕脱着にあつての、帽子の取りあつかひ方は必ず目びさしに手を掛けてすべしこと。目びさしが有つても、手を掛けてする不便をはなはだしく感ずる場合ひならば、やむを得ず臨機の處置を取るべしこと。

〔解〕目びさしの有る帽子、もしくは目びさしと同じやうに手に持つて取りあつかふことに叶ふ鏢の有る帽子を脱着するには必ず目びさし若しくは鏢に手を掛けてするが宜しい。それにも拘はらず、帽子を脱着するのに帽子の山（頭部をおほふ上部）のあたりをむんづり引つつかんでする人がよく有るが、きはめて見ゆるしい。そのための目びさしでもあり、また鏢でもある。

まかし、目びさしの無い帽子も有る。また、鏝は有つても柔かくて取りあつかひに不便な帽子も有る。それらの場合ひならば臨機の處置も仕方無いが、まかし成るべく山をひんづり引ツつかむ事を控へるやうにしなければならぬ。

〔一六〕燕尾服着用の際はかならずシルク、ハットを、フロックユオト着用のおときは山高帽子もしくはシルク、ハットを、モーニングユオト着用の時は山高帽子を、背廣服着用の際はシルク、ハットと制帽とを除いての一切の帽子を用ゐること。他の麥から帽子、アンペラ帽子のたぐひは必らず背廣服の時にかざるべきこと。

〔解〕シルクハットは純粹の禮帽であるゆゑ、純粹の正装たる燕尾服の場合ひにもツとも適する。

フロックユオトは燕尾服にツイでの正装として用ゐられるもので、それゆるる帽子も燕尾服に用ゐるものと甚しく品位のかはらぬものを要する

それには山高が何よりである。やむを得ぬ場合ひにはシルクハットを取り合はせても宜しいとしてまづ構はぬやうなもの、なるべくフロックユオトには山高と見るのが宜しい。

モーニング、ユオトは日本服で云へば一ツ紋付き、もしくは無紋の羽織りなどにあたる邊の服である。これに純粹の正装に用ゐるシルクハットを用ゐるのは些し帽子の克ち過ぎる感じを與へる。なるべく、それ故、山高がよろしい。

背廣服は、云はれ、不斷着である。これゆる、禮装に用ゐる帽子は決して合はぬ。やむを得なければ山高だけは許されるが、その山高もあまり山の高くならにに限る。その他の鳥うち帽子のたぐひならば、無論背廣には適當である。

麥わら帽子、もしくはそれと類似の帽子（バナマなども）嚴重に云へば禮装とは認められぬ。その認められぬのは如何にそれが高價であつて

ものである。眞の正装となつては夏冬に論無く、簡略に過ぎたものは禮意が十分にみとめられぬゆゑ、決して許されぬ。羅紗をどのやうにか仕立てて禮装とした一階級の人の中には夏でも禮装としては羅紗よりはか用ゐることの叶はぬやうに爲つて居る。帽子も服と、これを用ゐる禮の程度の意は同じである。

それゆゑ、フロック・ユオトに對して麥わら帽子などを被るのはまるで無法である。その無法はつまりその人の恥辱のみでなく、やはり他の人に對しての無禮となる。

〔一七〕祝賀、吊祭の時にかぶる帽子はかならず、シルクハット、山高のその一たるべきこと。

〔解〕祝賀と吊祭とは社交の二大事で、いづれも禮装を要する。帽子もそれゆゑ禮装不相應のものでなければならぬ。

右二大事の時に對する衣服は別にその條で説くとして、こゝでは専ら

帽子にのみついて云ふ。右二大事の時はかならず正装たるべきは無論である。それゆゑ、かならず帽子も正装むきのものでなければ爲らぬ。

正装むきの物はシルクハット、山高その二種である。制帽は無論であるゆゑ、改めて云ふまでもない。それ故、右二大事の時は何人でも右二様の帽子その何れかをかぶるに限る。

帽子をかぶる事の習慣は實に日本人に取つて新らしい方である。それゆゑ、また秩序もたしかに、一般にわたつては立たぬ。二大事の一たる葬式をおくるにあたり、麥わら帽子にフロック・ユオト杯のものも有る。はなはたしいのは鳥うち帽子のものも有る。習慣があつたらしいゆゑ、かう作法なのはやむを得まい。また惡意有つての不作法でもあるまい。歸するところ、場合ひによつて帽子を取りかへることが如何にも多數の日本人には面倒でならぬのである。それも甚しく手きびしく必要に迫られる物または事ならば、自然にどうにかする。まかし、帽子を場合によつて取り

かへるといふ事は實にさしたる必要を世の人一般に向かつて迫るのでない。それゆる姑息のまゝに過ぐす。甲がさうで、乙もまたさうである。丙もまたさうである。甲も乙も丙も見ならふべき所も無し。刺激されるところもなし、その儘のやうに過ごし行く。

然り、われ／＼はやうにと云ふ、決してその儘にと意味を限っては云はぬ。なせと云ふに、姑息の間、ぐづ／＼の中に過ごしては居るものゝ、まかし尙漸次進歩はして居るのであるものを。

統計表でこそ明白な數は示されぬが、帽子をかぶる風習は年を逐つて段々さかんになる。以前は車夫はかぶらなかつた。が、今はかぶる。以前の老人はかぶらなかつた。が、今はかぶる。

小兒にもせよ、商人にもせよ、職人にもせよ、それを被らなかつたのは既に過去で、現在は次第にかぶる數を増して行く。未來は無論尙のことであらう。

現在の形勢がこれである。そのまたたしかな秩序の無いのも怪しむに足らぬ。が、今日を二十年の前日と比較して見れば、たしか好尙の進歩は見える。その進歩は流行に支配されて、一波が動いて萬波が皆振盪を受けついでて行く。

只、今のところでは祝祭の二大事に當たつても帽子の種類を取りかへるといふ所までに至らぬ。それは好尙の進歩の程度がまた淺いゆゑである。好尙の程度が淺い、それゆるその鑑識が乏しい、また發達せぬ。鑑識がまだ發達せぬ、それゆる何をどう取り合はせていゝかはとんど無頓着である。現に洋服を着て何かの事業について居る人でも随分無規律である。ましていはんや和服をのみ着る人になれば尙のことである。

とにかく今後は出来るだけ速かに一定しなければならぬ。一定するとしても別にはなほだしい困難の有るでもなし、只一般が帽子のいづれが如何やうな時に適するか、それをたしかに心にとめればそれで宜しい。す

なほち大凡その條で示した心得にしたがへば大かた難は無いのである。まかし、またいくらか推察しなければならぬところも有る。いかに理窟が今述べた通りでありであつたにしても、習慣といふものゝ恐ろしい勢力にはなかく克てぬ。山高の帽子をよるしいと吾々は云ふ。慶弔にはそれをかぶれとわれ／＼は云ふ。然り、此條の本文に於いては固くさう云ふ。そこで、こゝに一人の大工とか、左官とか、消防夫とかい有るとして、そのものをして慶弔の場合ひに直ちばわれ／＼の云ふとほり甘んじて、且よろこんで、いさほひよく吾々の云ふとほり、山高帽子をかぶらしめることが出来るであらうか——まつたく出来るであらうか、この、今の、現在に。

われ／＼は自説を強行するために事實を誣ひては決して云ふまい。されば誣ひずに、あからさま、有りの儘に云はう。もし、さう云ふとすれば、吾々は斯う云ひつけなければならぬ、曰く、それら大工やその他

はそれ／＼の云ふとほり甘んじて、かつよろこんでは山高帽子を慶弔の時にかぶらぬ、と。

まつたくのこと、彼等はかぶらぬ。彼等がわれ／＼の云つた理窟をば理窟としてもよく／＼分かつたにもせよ、まかし、まかし彼等はかぶらぬ。

何ゆゑか。

一種の臆病心に支配されての故で。

習慣といふ妖魔がその不思議な魔力をふるふのはこゝである、かれらは理には服する。まかし、習慣の思想が悪魔としてはたらいて、道理から彼等を叛かせる。曰く、われ／＼風情のくせに山高帽子では仰山すぎる、氣はづかしい、生意氣めいたやうに思はれる心もちがする。

山高はいかにも彼等社會の帽子では、これまで、無かつた。山高は官吏もしのはそのやうな身分の人の物に專用されて居つた。すべて、ある物

がある種類に専用される習慣が久しくなると、その物はその種類の代表物のやうになる、にもなる。袈裟は僧を聯想させる。劍は武人を聯想させる。筆は文士を聯想させる。山高帽子が平民以上のものらしくちよつと思はれるやうなのはその實袈裟が僧侶の専用物、劍が武人の専用物、筆が文士の専用物とちよつと思ひなされるのも同理によつてである。すでにそれを其物の専用物のやうに思ふ、にも思ふ、すなはち、それ程におのれが思ふものをその社會以外のおのれが用ゐるとなつては不つり合ひとなると思ふに至る。すなはち、氣はづかしいとも思ふに至る。仰山過ぎると思ふに至る。

われら實に理を理として理にしたがって貫くことのできぬ、いはゆる臆病心である。が、如何せん、その臆病心の有る人が社會の大多數である、むしろ云はれ、社會の殆ど全部である。一場の理論すくめの説教でそもくこれが何とならう。何ともならぬ、容易には、われくもそれ

は知る。知りながらも云ふ。云ふ、それは今のところで無益らしい。がらしいである。であるではない。それゆゑ、未來の一縷の望みも有る。故に云ふ。

〔一八〕祝賀、吊祭などの場合ひに於いても、身分によりシルクハット山高を憚るやうな感情の甚しく有つた時はその他の帽子をかぶる事をやむを得ぬとすること。但し、その場合ひにかぶる帽子は成るべくシルクハット又は山高に近い形のものたるべきこと。

〔解〕この條は前の項の補ひとも云ふべきものある。前の項では帽子の制限を随分手さびしく云つたが、今日の社會の形勢を深く眼中に置いて見れば、なかく理窟をほりに行かぬらしい。行かぬと云つても、その儘に放任するのが能事でないが、さりとて又過渡の時代たるべきところには相當必要の通路の有る橋も無ければならぬ、未練らしいもの、この條もそれ故、その橋ともして設けられたのである。

前條にも述べたとほり因襲によつての感情がむしろ理論より勢力を持つ。それゆゑ、慶弔に際しても、わが身分が、職工でもあるとすれば心から山高のやうな仰山らしい(と)、それらが云ふところの(帽子をかぶることを敢てし得ぬ、それをば理論のみで何ともなし得ぬ。さうして、只何ともなし得ぬと云ふ丈で放任しておくか。

決して放任して置けぬ。只放任のまゝにすれば、その宜しくなる所に至るまで幾何の年月を経るかわからぬ。それでも正に宜しくなればいゝ邪路を踏むか知れぬ。それらを思へば、今のところでの多少の干渉も必要である。

それら一般は帽子の制度規則(と、もし云へるならば)がもし面倒であつたなれば、一々どうして全然帽子をかぶらなくなるか知れぬ。忠告や訓戒は全く時と人による。角を矯めて牛を殺すのは褒められた沙汰ではない。あまり意見をやかましくに過ぎると、そのためによく直され

るのが只一つで、横へとれるのが九つである。強ひて理論を——その思想の進歩と伴なはせず、只飛び放れて——押しつけければ、結局は破壊となるそのやうな面倒なものならば帽子をかぶるまいとなる。それらが云ふほどそれが面倒なものではない。が、それらが一團にさう信ずる、それは他から見れば誤解と云へもしやうが、まかし只それを誤解とのみ宣告して、云は、叱りつけるのは酷である。また何の利益もない。

前かきが長々しいやうであるが、われ／＼が此條を未練がましく設けたのは此故である。大捕獲の目的ならば大網を一抔に張るべきである。それで如何にしても、さまりが悪いとか何とかで山高などの帽子が被れぬならば、こゝしばかりのところは其儘にすることに、さてさうこちらで一讓歩したかはりに夫等の人々も些しはこちらに讓歩してもよるしいのである。その讓歩とは外でもない、帽子をかぶるのである。かぶる。その帽子を決して山高やシルクハットにしろとは強ひぬ。山高や

シルクハットがこれほど仰山に感ぜられるならば、只これを仰山に感ぜられぬものを選めばそれで宜しい。

以上、これまでには只の論である、われ／＼の、云はら、空論である。が、この空論を空論でなからしめる丈の證據をば眞の事實をもつて社會はわれ／＼に示す。何か。

かれら山高などを嫌ふ社會が今現にいかやうの帽子をかぶるか、それとも全く被らぬか。決してかぶらなくは無い。帽子をかぶる思想は既にほとんど行きわたった。その思想が行きわたったとすれば帽子の好尚の進み行くのも期して待つべきことである。既にちやうとすれば、今日のところで山高などを仰山らしいと云つて嫌ふのは只それらの仲間一同がまだまたその進歩の潮流にことごとく乗り浮かばぬからで、すなはち近い未來においてはたしかに、これをさう仰山らしいと思ふやうな思想もおのづから薄らぐ譯なのである。今の因循遲延は決して、これゆるる答める

にも及ぶまい。むしろ云はら、遲延するだけまだ脈は有る、たのもしい。遲延は拒絶でない、反對でない。「もしや」、「あるひは」である。「もしやそれを被ったならば、どうであらう」、「あるひは被ったならば斯うであらうか」、凡そこれらに迷つてまだ決せぬのが即ち遲延でも遲延でもある。「わるい」、「いけない」、「かぶるに及ばぬ」と最初から獨断してしまふのと比較して、そのたのもしい脈のいづれに在るか／＼と／＼しく問ふまでもない。

これゆる、今のところは何をでも只強制的にするのはよくない。既に彼等に開發の潮流に舟をまかせて居る、たしかな到着點に至るのはおのづからである、決して／＼しい人爲の、さびしい干渉をば要せぬ。これゆる、まばら／＼彼等の心の安くある丈の所に放任して、まひて其まより悪がるのに構はず、何人にもシルクハットや山高を勤めるに及ばぬ勤めずともよろしい。こゝに至つて、われ／＼は更に一步進んだところ

で、彼等の進歩を認めるものを。何か。

それは現在の事實である。彼等は決して紋つき、羽おり、袴の服装に對して鳥うち帽子をかぶらぬ。これは何故か。彼等の常識が彼等にさうさせるのである。鳥うち帽子は正式の禮として認めるだけの尊嚴の意味を含まぬと彼等の常識は明さらかに、且正當に彼等に教へたのである。

これだけで餘論は語をかさねずとも盡さる。更に便宜のため是までの數百に言の意を約して云へば、今のところで無理に高帽子風の帽子を彼等に強ひるなと云ふに在る。まからは、どのやうなのを勤めやうか。

はかでもない、この條の本文に示したとはりである。すなはち、必ず帽子をかぶる、そしてその帽子はと云へば、その形ちから當然推想し感覺されるべき意味において、禮式の時には禮式相應のものであれと云ふ、それである。すなはち、これを具體的に云へば、シルクハット又は山高になるべく似寄つた形ちや色のものにするが宜しいとの事である

手近く例すれば釜形でも中折れでも、その山のたしかに有る段、鏝のたしかに在る段に於いて、たしかに山高のに近い、裏から云へば、鳥うち杯には遠い。それゆゑ、これら釜形や中折れならば、我慢のなるかぎり[◎]に於て我慢がなる。然り、やむを得なければ、用ゐてもよろしい。禮意は、それを用ゐて、認められなくはない。その色においてもさうである。色もまた正式の帽子に據ればよろしい。シルクハットに黒のはかの色は無い。山高には黒のはかにも有る、が、黒が重である。圓柱的の山高ならば、色はかならず黒である。歸するところ、色は黒が主で、すなはちこれに摸してやむを得ず用ゐる他の帽子も——釜がたにもせよ、中をれにせよ——かならず黒にする、その、それが黒色でもあつたところをそこで始めて他の純粹の禮帽と同一の意味目的を有するものとやうやく認め得られることになる。

〔一九〕羽おり袴が禮装で、その羽おりが黒、衣服が黒、またはその他

の無地の色、又は色に拘はらず小紋もやうであつた時は帽子は成るべくシルクハット、もしやむを得ずば山高であるべきこと。

〔解〕帽子は洋風のものであるに拘はらず、日本の服装がわり合ひにいろく有るため、その一々を例して配合を示さなければならぬ。

羽おりが黒、衣服が黒、それで袴を着用したのが日本服での最もあらたまつた意味の服装である。羽おりや衣服が黒のほかの他の無地色であつても、それは習慣上やはり禮装と見なされる。その習慣を今あらためて破壊するにも及ばぬ。が、それと羽おり及び衣服の同一黒色であるものと比較すれば、嚴重に威嚴を含む點において、どうしても前の、羽おりも黒、衣服も黒、その黒すくめの方がその他の色合ひの物一切のよりたしかに上に在る。

われくは、それゆる、正装（ことに男子の）の場合には必らず右の如く羽おりも衣服も同一色の黒であるやうにと望む。もし、純粹の黒

でないとするれば、成るべく目に印する程度において黒に近いと思ひなされる色であるのをと望む。まかし、今こゝでは黒一つとのみきめず、我慢のなるかぎり、他の色もしくは模様のもを正装むきものとして我慢すれば、黒以外の他の色、又は一切の小紋もやうが黒に次ぐもの、また黒の代理ともなり得るものと認めてもさしたる無理は無さうに思はれる。

その邊のくはしくは衣服の條にゆづるとして、さて上にゑるしたとはりの意味、およびその意味を示す色、それをもその服装、すなはち禮装すなはち羽おり袴のそれに對して用ゐるべき帽子について云へば、それは成るべくシルクハット、やむを得ずば山高、および是等であるべきである。

最上位たるシルクハットに殆ど同一の待遇にしてわれくが山高を認め、それは全くのところ、いくらかシルクハットの品位を下らしめる

やうである。が、此點だけは洋服とちがふ。すなはち日本服に對しては是非とも要すべき斟酌がある。

シルクハットは實に日本服に配合しては、今日のところ。まだ新らし過ぎる。未來となつたらばどうか知れぬが、シルクハットがあまり普通ひさのものでない丈に今日たゞちにそれを日本服に配合すれば、はなはだしく際立って見える。假りに黒紋付きの羽かりに黒地の小袖、それで袴をも着けた姿の人が有るとして、その人が普通の山高帽子のかはりにシルクハットをかぶつたらばどう見えるか。なるほど、服装は禮装である。それに禮装用たるべきシルクハットを配合したことゆゑ、それには尠しも無理なところは無い。が、今のところで、一般の人に云はせたら、もつとも廣い評をその事について集めれば、十人がほとんを十人まで、異様にその帽子が際立って見える感じをいたく。おなじ意味の禮装たる燕尾服の場合に同じ帽子を配合するとなると、すこしもその帽子が際

立って見えるとの感じを起さぬ、然り、異様に際立つといふ程にも見えぬ。その理たるべき理由は原因は同じやうで、その結果は双方相ちがふさりとては奇怪である。が、まかし、奇怪にもせよ、事實である。まからば何か、何ゆゑか。
見なれぬ、これゆゑである。

洋服にシルクハットは實に人が見なれて居る。袴羽かりにシルクハットは全くのところまだ見なれぬ、見ることを重ねた度數がまた少ない。すなはち、見なれぬ、見た度數が少ないと云ふことは其物に對しての智識(鑑識をも含む)の十分の發達をまた成さしめ得ぬのである。はじめて食するものは如何やうな美味でも、食しなれた、まかし、それより美味でないものより味の劣る感じのする、それと、つまり、同じなのである。

さらば、是までの推論がさいはひにして過まつて居ぬとすれば、今后

の流行世界の様子はどうか。おなじく多少の推論は出来る。

出来る。

人は見なれるに従って、それに對しての一切の智識を得る。和服に配合したシルクハットに付いても、それを見なれるに従ひ、かならず一切の智識を得る。鑑識は智識の發達したものである。その鑑識をも得る。それゆゑ、かならずシルクハットが際立って見えると思ひなすぬやうに至らぬ。

そこで本文に於るしたところとなる。羽おりが黒、衣服が黒、又は其他の無地の色、又は色にかゝはらず小紋もやうであつた時は成るべくシルクハットにしたのが宜しい。が、さう爲し得ぬ事情の有ることも亦無くはあるまい。さういふ時には、それは實にやむを得ぬこととして山高を強ひてその代はりと認めることにする、これだけが、つまり、實は叶ふかぎりの鑑識の特例として設けた餘裕である。

〔二〇〕衣服などが前條のとはり禮装ひきで、只袴を着けなかつた場合ならば、帽子は必ずシルクハットを避け、なるべく山高をかぶるべきこと。その形から認められる意味に於いて山高と同じやうに認められるものは、それは被つても差しつかへないこと。

〔解〕この本文にいふやうな場合ひはあまり無いが、まかし云ひのこす譯には行かぬ。

前條にいふやうな禮装の衣服、すなはち黒紋つきの羽おりに黒小袖などを、それで袴だけをば着けなかつたならば、それは決して禮意をあつく示してあらはれるべき場合ひの姿ではない。着ながしはとかく輕便をのみ旨とした服装である。もしも袴無し、すなはち着ながしで、それでその衣服は黒すくめの上品なものならば、つまりそれは貴族が平生わが邸に居る時の服装と云つてもよし、又見とめてもよろしい。決しておのれの外の人に十分禮意を表して對するものとは云へぬ。

これに對して最も敬意を厚く表するべきシルクハットを取り合はせるのは全く非理の配合である。調和の美はすこしも無い。有るのは滑稽の感のみである。

かうして不快の感を起すやうに爲らせぬのは只一つシルクハットを避け、それより意味のやゝおもしろくなくないもの、それを用ゐるに限るのである。すなはち、山高が何よりである。

その山高も山のあまり高過ぎるのは悪い。山が高過ぎるのは莊嚴、端正の意味が強くなるのみである。さればと云つて山高でなく、その他即ち山高以下のものでもわるい。山高以下のものでは服装と、また、釣り合はなくなる。服装は前にも云ふ如く、袴が只無いといふだけ、その他は黒ずくめで、謹嚴、端正の意味はまだほとんど充滿して居る。これに對して、はるかに敬意の、より少ない、山高以下のものでは又それも非理の配合になる。袴と繪の重箱に田舎團子を入れることとなる。それで

は爲らぬ。すなはち、よし山高でなくても、なるべく山高とおなじやうな意味のあらはれさうな物、それで無ければならぬ。すなはち中折れなどがよろしい。詮して云へば、やはり相當の鏝も有り、相應の山も有るのがよろしい。釜形なども、また、よろしい。

〔二二〕羽かりが絞つき、衣服が無地でなく、そして袴をば着用したのであつた時は帽子は山高、もしくは成るべく山高に近い形で鏝の有るものであるべきこと。

〔解〕この服装は甚しく改まつた場合ひのでない。きはめて改まつた前第十九條の所説のやうな服装を爲し得る人のみが世に有るのでは無い。この條に云ふやうなのをその人の最上の服装とするのが數多い。このやうな服装で年禮にもまはれば、葬式にもまはる。が、その人にそれ以上の服装ができぬからとて、その力かぎりのそれら服装がどの點から見ても立派な、晴れがましいものとは云へぬ。

つまりこれらは略式と見るよりはかは無い。略式と見る、これゆるシルクハットには逆も許されぬ。許されるだけの限りに於いて許されるのは山高である。山高ならばすこしも難は無い。それでも山高をかぶり得ぬ事情の有ることも無いとは云へず、もしさういふ場合でもあつたならば、前條にも例を示したとほり、なるべく山高に近い形で、それで鏝がかならず有るもの、實にそれに限るのである。

〔二二二〕前項の場合に於いて、只その袴だけ無く、すなはち着流しであつた時でもまた前項と同じ程度の帽子を應用配合すべきこと。

〔解〕前項に云つたとほり、羽おりは紋つきであるが、衣服は無地でなしとして、そして袴を着用せぬことが前項の着用するといふのと相違して居るとして、歸するところは只その袴の有無一つのその感想はいかゞであらうか。

ちよつと奇妙に思はれるが、その感想は双方格段相ことならぬ。

なるほど前のは袴を着けたと云ふ丈に、精密に云へば、いづらか此項のより謹嚴な意味を持つて居る。が、その持つて居る謹嚴の意味の度は此項のと比較して、帽子を相違させる必要の有るまでいちぢるしくは隔たらぬ。隔たらぬ、それは隔たるとまでたしかに目に認められぬのである。これゆる、帽子もやはり前項のやうに山高、もしくは山高に近い形で鏝の有るものがよろしい。さらば山高以下、すなはち山高より敬意の少ないやうに、その他の帽子、たとへば鳥うち杯はどうかと云ふに、それは逆も合はぬ。何ゆると云へば、既に羽おりが紋つきである。

〔二三〕其色にかゝはらず、羽おりが無紋、もしくは縞もやう、もしくは書生羽おりであつたときは、シルクハットと制帽とを除いて、一切他の帽子を取り合はせてもよろしいこと。

〔解〕無紋の羽おりは極はめて晴れがましい時に用ゐるものでない。それゆる、シルクハットと制帽とは一切合はぬ。

おしなべて大抵は、この場合ひ、山高がよろしい。かと云って鳥打ちでも難は無い。羽おりの條にはしく説くが、無紋の羽かりで慶吊に臨むいはれば決して無い譯で、それゆゑ帽子も鳥打ちの如きものにして差し支へぬ。

明治社交禮式 第壹篇終

16/2/35

明治三十五年七月十一日印刷
全 三十五年七月十八日發行

著者 山田美妙

發行所 青木恒三郎
東京市日本橋區通一丁目十七番地
大阪府西區新町北通二丁目六十五番屋敷

印刷所 嵩山堂印刷部
大阪府東區心齋橋筋博愛町角
(電話西七八二番)

發行所 青木嵩山堂
東京市日本橋區通一丁目角
(電話東二五〇番)

發行所 青木嵩山堂
伊勢四日市市堅町
(電話本局七八九番)

賣捌所 嵩山堂支店

明治社交禮式

著作
所
有

定價金五十錢

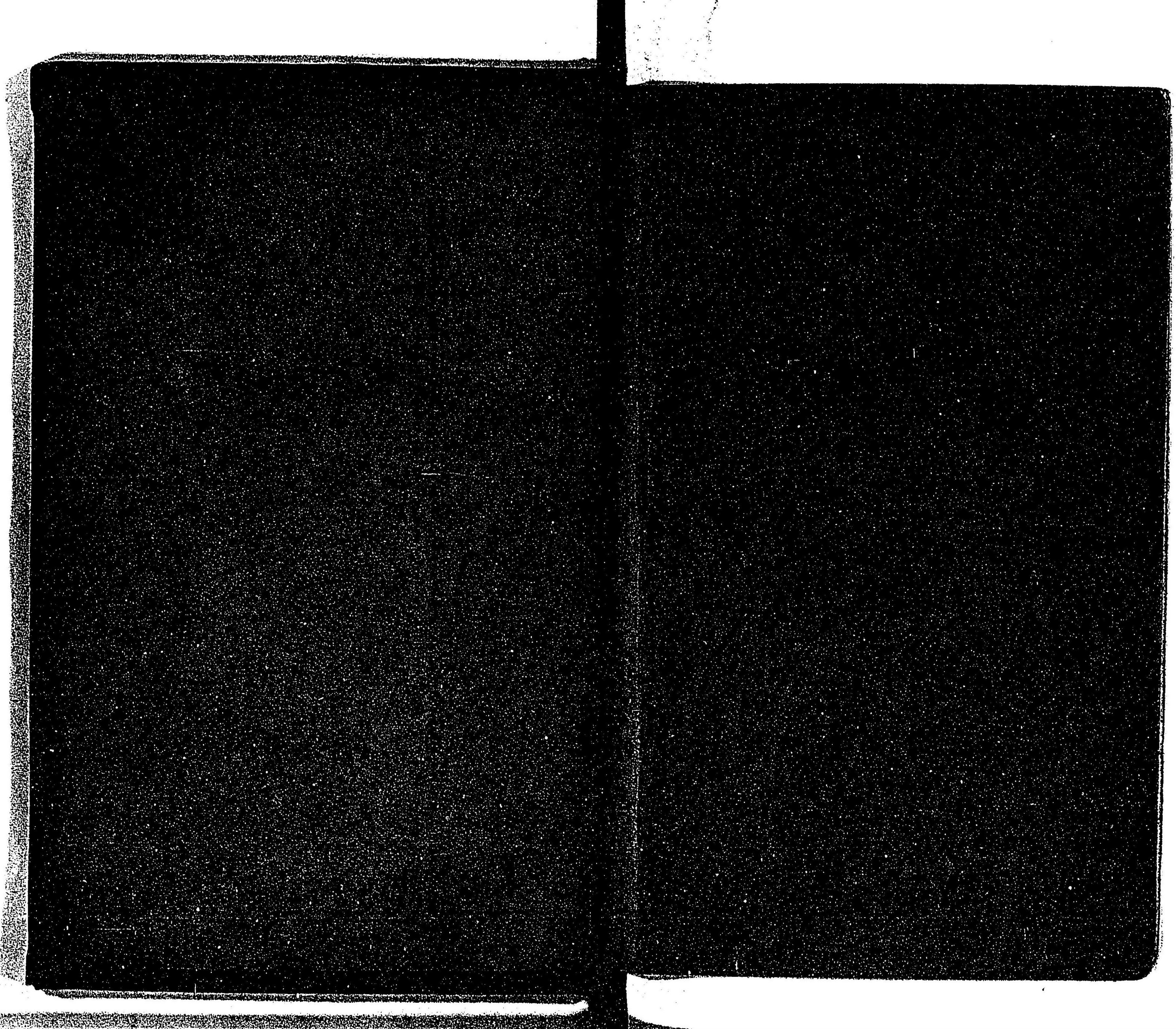
明治庶民の禮 後編に叙述する要目とこゝに挙げれば次ぎにしるすとはり
である。

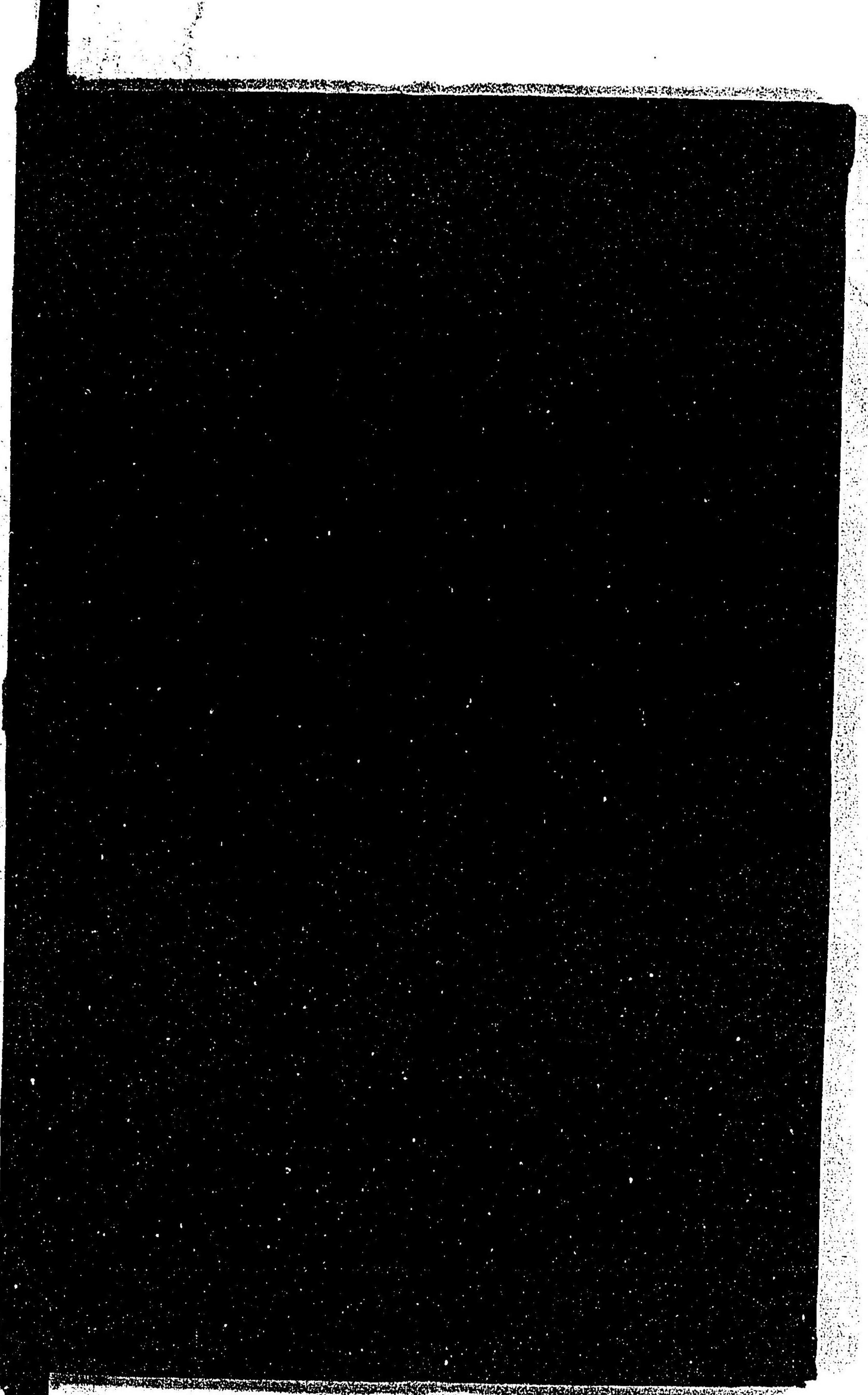
- 一、談話
- 二、演説
- 三、聽聞
- 四、謝禮
- 五、慰問
- 六、祝賀
- 七、哀悼
- 八、葬祭
- 九、公會
- 十、通行

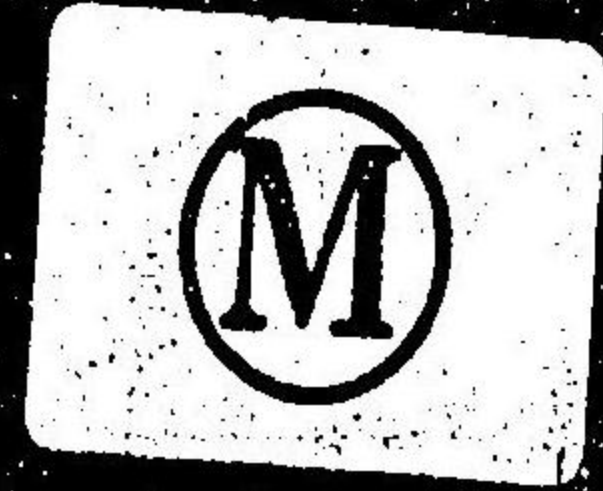
右を主の題目として、右の場合ひに必要とする器具物品その他の各項
に及ぶ。その各項とは即ち

- 一、肩かけ
- 二、外套、合羽
- 三、傘、蝙蝠傘
- 四、はぎ物一切
- 五、名刺
- 六、状袋
- 七、茶、菓、酒、煙草、咖啡杯の出し方

右示す類である。前編にかいては客が主人に對する心得を主としたが、
後編に至つては主人が客に對する心得にも説き及ぼした。







012148-000-8

94-59

明治社交礼式 第1編

山田 美妙/著

M35

AAG-0213

